表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数(全国)^{注1)注2)}

*	気基準適用施設	平成22年3月	月31日現在	【参考】 平成21年
	八至十足川地政	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
焼結鉱の 供する焼	製造の用に 結婚	15	32	32
IX 9 OM	λίΩ /V	(15)	(32)	(32)
製鋼用電	気炉	70	112	111
		(70)	(112)	(111)
亜鉛回収	施設 、焼結炉、溶鉱炉、	12	29	22
溶解炉、		(11)	(27)	(20)
	ウム合金製造施設	240	833	840
(焙焼炉 	、溶解炉、乾燥炉)	(240)	(833)	(840)
	4t/h以上	_	1,112	1,126
	4(//II&X	-	(1,106)	(1,120)
廃	2t/h以上	_	1,454	1,481
廃 棄 物	4t/h未満 	_	(1,453)	(1,480)
焼 却 炉	2t/h未満 ^{注3)}	_	7,819	8,144
炉	21711本/卿		(7,801)	(8,126)
	小計	7,922	10,385	10,751
	ואיני	(7,914)	(10,360)	(10,726)
合計		8,259	11,391	11,756
		(8,250)	(11,364)	(11,729)

注1)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) ^{注1)注2)}

水質基準対象施設	平成22年3/	月31日現在	【参考】 平成21年
小貝坐十刀水池以	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サ ルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩 素化合物による漂白施設	31 (31)	84 (84)	85 (85)
カーパ・イド 法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗 浄施設	40 (40)	55 (55)	56 (56)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	22 (22)	22 (22)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	7 (7)
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	5 (5)
クロロペンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	2 (2)	2 (2)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ 過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	6 (6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ŷ オオサジンパイルットの製造の用に供するニトロ化 誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ 化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、 ジオオサジンパイルット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
別に外又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設	35 (35)	79 (79)	80 (80)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7 (7)	39 (39)	27 (27)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) ^{注1)注2)}

水質基準	分争 施設	平成22年3	月31日現在	【参考】 平成21年
小貝を午	X 1 多K 1)吧 6 X	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
担体付き触媒からの金 る施設のうちろ過施設ス洗浄施設		6 (6)	252 (252)	253 (253)
廃棄物焼却炉に係る廃	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1,000 (996)	2,158 (2,143)	2,206 (2,191)
ガス洗浄施設、湿式集 じん施設及び灰の貯留 施設であって汚水又は 廃液を排出するもの	灰の貯留施設	403 (403)	859 (859)	844 (844)
EWETHEN S CO.	小計	1,403 (1,399)	3,017 (3,002)	3,050 (3,035)
廃PCB等又はPCB処理物 染物又はPCB処理物の洗		17 (17)	128 (128)	128 (128)
702類の破壊の用に供す 反応施設、廃ガス洗浄 施設		37 (37)	61 (61)	59 (59)
下水道終末処理施設		220 (220)	252 (252)	252 (252)
水質基準対象施設を設場から排出される水の		30 (28)	54 (52)	55 (53)
合計		1,846 (1,840)	4,100 (4,083)	4,129 (4,112)

注1)法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた 施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に 基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に 計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場と が重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別 - 全国) m 表

									鉱山保安治	鉱山保安法等関係法令施設	1設注7)
		平成21年3月31日 現在の設置基数	新設 注2)	既設 注3)	14祭 規模変更 注 4)	廃止等 注5)	平成22年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数 注6)	平成21年 3月31日 現在の	平成22年 3月31日 現在の	特定事業場数
		а	þ	S	р	ө	a+b+c+d-e		設置基数	設置基数	注6)
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	共する焼結炉	32	0	0	-	0	32	15	0	0	0
製鋼用電気炉		111	1	0	٠	0	112	70	0	0	0
	焙焼炉	12	0	0		0	12		-	-	
	焼結炉	2	3	0		0	5		0	0	
田今47 同 117 社会	溶鉱炉	2	0	0		0	2	7	0	0	•
世祖 四 4 7 7 6 1 2	溶解炉	2	0	0	-	0	2	=	1	1	-
	乾燥炉	2	4	0	•	0	9		0	0	
	小許	20	7	0		0	27		2	2	
	焙焼炉	28	0	0		1	27		0	0	
アルミニウム	溶解炉	753	9	0		12	747	040	0	0	c
合金製造施設	乾燥炉	59	0	0		0	59	047	0	0	>
	小許	840	9	0	1	13	833		0	0	
	41/h以上	1,120	14	0	-3 +3	3 28	1,106		9	6 (2)	
	2t/h以上~4t/h未満	1,480	7	1	-1 +2	2 36	1,453		1 (1)	1 (1)	
	2t/h未滿	8,126	78	2	+ 6-	+8 404	7,801		18 (10)	18 (11)	
 	200kg/h以上~2t/h未満	2,879	17	1	-7	4 117	2,777	7 914	12 (6)	12 (7)	18 (10)
N-PAN IN NOTE AND IN	100kg/h以上~200kg/h未淌	3,575	45	1	-1 +2	2 185	3,437		5 (3)	5 (3)	2
	50kg/h以上~100kg/h未満	1,159	12	0	-1 +2	2 69	1,103		1 (1)	1 (1)	
	50kg/h未満(0.5㎡以上)	513	4	0	0	0 33	484		0	0	
	小計	10,726	66	3	-13 +13	3 468	10,360		25 (11)	25 (14)	
中計		11,729	113	3	-13 +13	3 481	11,364	8,250	27 (11)	27 (14)	19 (10)

注1)法第12条及び第13条による届出施設(法に基づく届出施設)と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「・」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの

注5)構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注7)法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。 移行を意味する。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)^{注1)}

		平月		 見在の設置基数 ^注	2)
*	、 気基準適用施設	(計)	附則別表 第二 ^{注3)}		第一 法施行後 設置 ^{注5)}
		a+b+c	а	b	С
焼結鉱の 供する短)製造の用に 結結炉	32 (32)	29 (29)	-	3 (3)
製鋼用電	氢気炉	112 (112)	99 (99)	5 (5)	8 (8)
亜鉛回収 (焙焼炉 溶解炉、	双施設 中、焼結炉、溶鉱炉、 乾燥炉)	29 (27)	23 (23)	-	6 (4)
	でウム合金製造施設 や、溶解炉、乾燥炉) -	833 (833)	538 (538)	-	295 (295)
	4t/h以上	1,112 (1,106)	686 (680)	114 (114)	312 (312)
廃 棄 物 焼	2t/h以上 4t/h未満	1,454 (1,453)	1,081 (1,080)	121 (121)	252 (252)
焼 却 炉	2t/h未満 ^{注3)}	7,819 (7,801)	4,865 (4,854)	411 (410)	2,543 (2,537)
	小計	10,385 (10,360)	6,632 (6,614)	646 (645)	3,107 (3,101)
合計		11,391 (11,364)	7,321 (7,303)	651 (650)	3,419 (3,411)

- 注1)大気基準適用施設における基準適用状況について計上。
- 注2)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。
- 注3)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
- 注4)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大 気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が 適用となっている施設数。
- 注5)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
- 注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括-全国) 注1) 2

表

		出出の仕							鉱山保安法	鉱山保安法等関係法令施設	設注7)
水質基準対象施設		キル21年 3月31日現在 の設置基数	新設 注2)	既設 注3)	カ・ダー 法間の移行 注4)	廃止等 注5)	平成22年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数 注6)	平成21年 3月31日 租在の	平成22年 3月31日 租在の	特定 事業場数
		æ	q	O	σ	Φ	a+b+c-e	į	設置基数	設置基数	(9世
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(ツルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は 化合物による漂白施設	-供する塩素又は塩素	85	0	0	0	1	84	31	0	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		99	0	0	0	-	55	40	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルラナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		22	0	0	0	0	22	2	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃れ 浄施設	・施設のうち廃ガス洗	2	0	0	0	0	7	4	0	0	0
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		32	0	0	0	0	32	9	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	ス洗浄施設	2	0	0	0	2	3	-	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	b 施設	2	0	0	0	0	2	-	0	0	0
4-70079小酸水素ナリルの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	ガス洗浄施設	9	0	0	0	3	8	-	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトトノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	5 章 安	8	0	0	0	0	8	-	0	0	0
ブ4サジル、4ルットの製造の用に供する-Fn化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、こ誘導体洗浄施設、遺元誘導体洗浄施設、ジオサジル、4ルット洗浄施設及び熱風乾燥施設	算体分離施設、こhn化 び熱風乾燥施設	2	0	0	0	0	7	-	0	0	0
アルニンム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガス理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	いら発生するガスを処	80	0	0	0	1	79	35	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	5高安	72	12	0	0	0	39	7	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃す 浄施設	事製施設及び廃ガス洗	253	0	0	0	-	252	9	0	0	0
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	2,191	24	9	0	78	2,143	966	15 (6)	15 (9)	9 (5)
施設であって汚水又は廃液を排出するもの	灰の貯留施設	844	43	2	0	30	859	403	0	0	0
	1111	3,035	29	8	0	108	3,002	1,399	15 (6)	15 (9)	9 (5)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	∮施設及び分離施設	128	0	0	0	0	128	17	0	0	0
702類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じ 設	設及び湿式集じん施	59	3	2	0	3	61	37	0	0	0
下水道終末処理施設		252	-	1		2	252	220	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	l 施設	53	0	0	0	1	52	28	2	2	2
14年		4,112	83	11	0	123	4,083	1,840	17 (6)	17 (9)	11 (5)

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく計可がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により、光及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注7)法に基づく届出がなされた施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 (1a) 大気基準適用施設の届出等の状況

		小井 公士	幼の制造	告の田に	供する焼	上口小立					明末1至55 鋼用電気			// 22</th
		入元 	1弧の表し	旦の用に	六9 の流2	באיוע	1		ı	- 表	判用电 メ	יאר		
	事業場 数 ^{注1)}	20年度 末施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	(a) 1	(0)	(0)	(6)	(1)	1	3	(a) 3	(u)	(0)	(6)	(1)	2
青森県	1	ı					1	1	1					3
岩手県								- 1	'					'
宮城県								1	2					2
秋田県									_					_
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					5 2 1
群馬県								1	1					
埼玉県								5	5					5
千葉県	1	3					3							
東京都								2	3					3
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県 長野県														
<u> </u>														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	13					13
三重県							Ĭ		10					10
滋賀県														
京都府														
大阪府								3	4					4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県				-			-							
広島県	1	2					2		40					40
山口県 徳島県	-						-	4	12					12
香川県	1			-										
愛媛県														
高知県	1			1										
福岡県	1													
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (1b) 大気基準適用施設の届出等の状況

		// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	かの制料	± Ф П Г	併する特	上口が立					到出现代 鋼用電気	型织列 -	TX 4	112700 /
	1	沙龙 	動の表す	ョの用に	供する焼き	2h.W.	1		ı	20		122		1
	事業場 数 ^{注1)}	20年度末施設数	新 設 注2)	既設 注3)	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 ^{注1)}	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- e-f)
+1 +10 -		(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	0 .,	4	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	
札幌市 仙台市								1 2	3					3
さいたま市									J					
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市 新潟市	1	1					1	1	4					4
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市 大阪市								6	10					10
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市 北九州市	2	3					3	3	3	1				4
福岡市		3					3	3	3	'				4
函館市														
旭川市														
青森市 盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市 前橋市								1	1					1
川越市														
船橋市								1	1					1
柏市														
横須賀市 相模原市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														ļ .
岐阜市 豊橋市								1	1					1
岡崎市								'	'					<u> </u>
豊田市														
大津市									ļ					1
高槻市 東大阪市									 					1
<u> </u>								4	5					5
尼崎市														
西宮市														
奈良市 和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	2	6					6
福山市	1	5					5							
下関市								ļ						
高松市 松山市								1	1					1
高知市														1
久留米市														
長崎市														1
熊本市 大分市	1	2					2		 					
宮崎市	'													
鹿児島市														
合 計	15		0		0 次の特定施記					1	_			112

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 -6(2a) 大気基準適用施設の届出等の状況

							소미 (그 미끄 +/-	÷п	())18	以作主大	別 - 有		<u> </u>
	ĺ			// // // // // // // // // // // // //	尭炉		鉛回収施	. 武		/ 中 4	結炉		
		00年度			ガント		21年度	00年度			in X		21年度
	事業場 数 ^{注1)}	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	末施設 数 (a+b+c-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	末施設 数 (a+b+c-
		(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	`e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	`e-f)
北海道		` '		` '	` '					, ,	` '	. ,	†
青森県	1							1					1
岩手県													
宮城県													
秋田県													
秋田県 山形県													
福島県	1	2					2						
茨城県	1	2					2						
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都神奈川県													-
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	2	2					2						
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													1
鳥取県													
島根県岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県	1	2					2						
高知県							_						
福岡県	1												
佐賀県													
長崎県													
熊本県		1					1						
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (2b) 大気基準適用施設の届出等の状況

	1						鉛回収施	:÷π	(施設種	 類別 -	· 政令 r	巾別)
				焙炸	克炉		並出以他	は立		焼糸	吉炉		
	事業場 数 ^{注1)}	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 ^{注3)}	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-
		(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	`e-f)
札幌市													
仙台市 さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市 新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市 京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市 岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市 函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市 郡山市													
いわき市	1	1					1	1					1
宇都宮市													
前橋市 川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市 相模原市													
富山市													
金沢市													
長野市 岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市 大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市 尼崎市	2	1					1		3				3
化呵巾 西宮市													
奈良市													
和歌山市	1	1					1						
<u>倉敷市</u> 福山市													
下関市													
高松市													
松山市 高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市 大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合計	11										0		

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (3a) 大気基準適用施設の届出等の状況

	1					포세드	Π Ω +/- ±Π	(旭	叹作生态	別 - 有)但M);	<u> 示別)</u>
			かる	広炉		里鉛 凹	収施設		次	解炉		
			/合並	MW.		1			冷原	件次		
	20年度 末施設 数	新設 ^{注2)}	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- e-f)
	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-1)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県 福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県 滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県 熊本県												
<u>熊本県</u> 大分県												
宮崎県												
<u> </u>												
沖縄県												
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /				l		l		L				

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (3b) 大気基準適用施設の届出等の状況

1								(施設種	類別 -	<u>政令</u> ī	<u> </u>
			沈			亜鉛回	収施設		:	52.VC		
	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	拡炉 規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-
	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	`e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	`e-f)
札幌市	(4.)	(0)	(-)	(-)	(-)		(4.)	(0)	()	(=)	(-)	
仙台市												
さいたま市 千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市 静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市 堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市 福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市 盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市前橋市												
川越市												
船橋市												1
柏市 横須賀市												-
相模原市富山市												
金沢市												
長野市 岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市 大津市												
高槻市												
東大阪市												
<u> </u>												
尼崎市 西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市 福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市 久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市 鹿児島市												
合 計	2		0						0		0	
注1)重業提									古光坦士	ルキナット		

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (4a) 大気基準適用施設の届出等の状況

						西铅回	収施設	(116	121127	も 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7,51137	,I<10.0
			彭划	桑炉		田町口	4人儿巴口又		/ \	計		
	20年度末施設数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- e-f)		新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- e-f)
	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	01)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	0 1)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県 福島県							2					2
描 ラ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ							2					2
栃木県							2					
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2					2
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				1								
広島県				1								
山口県 徳島県				1								
世報 一個												
	1					1	3					3
一 愛媛宗 高知県						'	3					3
福岡県	1					1	2					2
佐賀県	'			 		<u> </u>						
長崎県												
熊本県							1					1
大分県							'					'
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
/ かもノト				1		1	0					L

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(梅铅種類別, 政今市別)

1								(施設種	類別 -	政令ī	<u> </u>
			±/- *	品炉		亜鉛回	収施設		,1,	<u>-</u>		
	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	操炉 規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-	20年度 末施設 数	新設 ^{注2)}	既設 注3)	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-
	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)
札幌市												
仙台市 さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市 新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市 大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市 広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市 青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市							4					
いわき市 宇都宮市							4					4
前橋市												
川越市												
船橋市 柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市 長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市 大津市												
高槻市												
東大阪市												
<u> </u>		4				4	1	7				8
尼崎市 西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市下関市												
高松市												
松山市												
高知市 久留米市												
人留木巾 長崎市						1						
熊本市												
大分市		-										
宮崎市												
<u>鹿児島市</u> 合 計	2	4	0	0	0	6	20	7	0	0	0	27
注1)重業提												

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 -6(5a) 大気基準適用施設の届出等の状況

<u> </u>	1					711 > -	古 <i>1.</i> 合会	生化生化主		叹化	別 - 旬		木別 /
				ri	尭炉	アルミー	リム言玉	製造施設			解炉		
	事業場 数 ^{注1)}	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-
		(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)
北海道	6	` '		` '	` ,	, ,		18	1	` '	` '	1	18
青森県													
岩手県													
宮城県	1							2					2
秋田県													
山形県	1							2					2
福島県	4	1					1	25					25
茨城県	6	3					3	28					28
栃木県	13	3					3	59					59
群馬県	4	1					1	7					7
埼玉県	11							44					44
千葉県	4							8					8
東京都神奈川県													
新潟県	3							12	1				13
富山県	16							40				2	
石川県	1							1					1
福井県	4							17					17
山梨県	2							3					3
長野県	5							15					15
岐阜県	3							3					3
静岡県	16	4					4	62	1			2	61
愛知県	40	9				1	8	114				3	
三重県	8	2					2	32				1	31
滋賀県	5							18					18
京都府	2							4					4
大阪府	3							11					11
兵庫県	4	1					1	8					8
奈良県 和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県	1							2					2
広島県	1							3					3
山口県	2							4				1	
徳島県													
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県													
高知県													
福岡県	5							20				1	
佐賀県	3							2	1				3
長崎県	1							1					1
熊本県	9							25	2				27
大分県	1							1					1
宮崎県	1							1					1
鹿児島県	2							2					2
沖縄県													

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (5b) 大気基準適用施設の届出等の状況

				化空 小	尭炉	アルミニ	ウム合金	製造施設	į.		解炉		
	事業場 数 ^{注1)}	20年度 末施設 数	新 設 注2)	既設 注3)	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c
		(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)
札幌市													
<u>仙台市</u> さいたま市													1
千葉市													
横浜市	1							3					;
川崎市													
新潟市	4							20					2
静岡市 浜松市	<u>4</u> 1							20					20
名古屋市	3							18					18
京都市	1							8					
大阪市	1							2					
堺市 神戸市	4							6					· '
岡山市													
広島市	1							1					
北九州市	4	1			<u> </u>		1	4				1	;
福岡市 函館市													1
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1							1					'
郡山市	1							1					
宇都宮市								·					
前橋市	2							3					;
川越市	1							1					
船橋市 柏市	1							1					•
横須賀市													<u> </u>
相模原市													
富山市	3							6					(
金沢市 長野市													1
<u>長野巾</u> 岐阜市													1
豊橋市	2							5					
岡崎市	1							2					:
豊田市	7							30					30
大津市 高槻市													-
東大阪市													
姫路市 尼崎市	1	2					2	14					14
西宮市													
奈良市 和歌山市	1							1					'
<u>和歌叫巾</u> 倉敷市	2				1			8					
福山市								3					
下関市	2							12					1:
高松市	1				<u> </u>			1					
松山市 高知市	1							1					
久留米市	1							3					
長崎市	<u> </u>												
熊本市													
大分市	1							2					
宮崎市 鹿児島市	1				1			2					
合 計	240	28	0	0	0	1	27		6	0	0	12	2 74

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 -6(6a) 大気基準適用施設の届出等の状況

	1				- 711	+/	人人生心生		以作出共	初 - 和		<u> </u>
			古ケル	 操炉	アル	ミーワム	合金製造	施設	/lx	計		
			早乙分	*\(\mathcal{F}\)					/]\	П		
	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-
	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)
北海道							18	1			1	18
青森県												
岩手県												
宮城県							2					2
秋田県												
山形県							2					2
福島県	2					2	28					28
茨城県	3					3	34					34
栃木県	2					2						64
群馬県	2					2	10					10
埼玉県	4					4	48					48
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							12	1				13
富山県							40				2	38
石川県							1					1
福井県	2					2						19
山梨県	1					1	4					4
長野県	2					2						17
岐阜県							3					3
静岡県	6					6	72	1			2	71
愛知県	9					9					4	128
三重県	2					2	36				1	35
滋賀県	3					3						21
京都府							4					4
大阪府	4					4	15					15
兵庫県							9					9
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県 徳良県	1					1	5				1	4
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県 福岡県	2					2	22				1	20
	3					3		4			1	22
佐賀県							2	1				3 1
長崎県 熊本県							1 26	2				
大分県	1					1	26	2				28
宮崎県							1					1 1
<u> </u>							2					2
沖縄県												
冲 總宗												

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (6b) 大気基準適用施設の届出等の状況

	1				7"	<u> </u>	스수비쓰		心记文作	[類別 -	区立	נימיו <i>)</i>
			的。	燥炉	ゾル	ミーワム	合金製造	心設	/ /	計		
	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-
	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	e-f)
札幌市												
仙台市 さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
新潟市 静岡市							20					20
浜松市							20					20
名古屋市							18					18
京都市	1					1						9
大阪市 堺市	4					4	7					2 7
神戸市	1					1	/					1
岡山市												
広島市	1					1						2
北九州市							5				1	4
福岡市 函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市							3					3
川越市							1					1
船橋市							1					1
柏市 横須賀市												
相模原市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市 岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	5					5	35					35
大津市												
高槻市 東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
西宮市												
奈良市 和歌山市							1					1
<u>和歌山巾</u> 倉敷市							8					8
福山市												
下関市							12					12
高松市						<u> </u>	1					1
松山市 高知市							1					1
久留米市							3					3
長崎市												
熊本市												
大分市							2					2
宮崎市 鹿児島市							2					
合計	59	0	0	0	0	59	840	6	0	0	13	833
<u>口 </u>				_								

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 (7a) 大気基準適用施設の届出等の状況

								豆 菜 -	棄物焼去	口小口			他設不	生犬只刀」	rdH - I	드기기기	< U.))
					4t/h	以上)先:	未物がな	אַר		2t	/h以上·	~ 4t/h未	満		
	事業場 数 _{注1)}	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模	規模	規模未 満変更	廃止	数 (a+b+c-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設注3)	規模	規模変更後	規模未	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	d1+d2- e-f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	d1+d2- e-f)
北海道	211	18	(5)	(0)	(41)	(GE)	(0)	(·)	18	26	1	(0)	(41)	(GE)	(0)	(.,	27
青森県	107	10							10	24	'						24
岩手県	123	2							2	24						1	23
宮城県	117	6							6	28							28
秋田県	63	3							3	13							13
山形県	114	7							7	11							11
福島県	97	5							5	32						2	30
茨城県	374	25	2						27	64	4					3	
栃木県	171	10							10	34						1	33
群馬県	120	15	1						16	26							26
埼玉県	252	43							43	83						2	81
千葉県	281	47						2	45	75	2					1	76
東京都	200	119						12	107	44							44
神奈川県	101	28	1						29	29							29
新潟県	178	8							8	51							51
富山県	76	6							6	15							15
石川県	76									12							12
福井県	103	6							6	15						1	14
山梨県	66	3							3	22							22
長野県	157	7							7	29							29
岐阜県	221	2							2	35						3	
静岡県	288	31	1					1	31	46							46
愛知県	217	47							47	49							49
三重県	178	17							17	37							37
滋賀県	103	5							5	21							21
京都府	70	6							6	13							13
大阪府	98	39							39	40							40
兵庫県	215	19							19	40						4	36
奈良県	165	5	1						6	24							24
和歌山県	83	_							-	14						2	12
鳥取県	80 65	5 5			 				5	8 10				 		2	6
島根県 岡山県	99	4							5 4	10							10 14
広島県	124	9							9	21							21
山口県	124	13							13	26			1				25
徳島県	136	2			 				2	23			-				23
香川県	123	7							7								8
愛媛県	168	6							6	20							20
高知県	116	3							0	14							14
福岡県	218	15							15	33						2	
佐賀県	92	4							4	13							13
長崎県	97	8							8	14							14
熊本県	103	2							2	25							25
大分県	53	1							1	13							13
宮崎県	67	9							9	8							8
鹿児島県	136									25		1				2	
沖縄県	74	8							8								22

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

								. इन्हें	棄物焼去	Π/rò			(他記	父 種類	別 - 』	以令巾	1別)
					4t/h	以上)元	未彻况太	1 V		2t	/h以上·	~ 4t /h未	満		
	事業場 数 ^{注1)}	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模	規模	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模		規模未	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)
札幌市	13	11							11	8							8
仙台市 さいたま市	19 24	10 11							10 11	6						1	5 3
千葉市	36	13							13	3							3
横浜市	64	27	1					1		4							4
川崎市	30	24							24	6							6
新潟市	48	9	3					4	12	10							10
静岡市 浜松市	53 40	11 8						1	10 8	4 11							11
名古屋市	38	17							17	1							1
京都市	45	21							21	1							1
大阪市	30	30						2		5				2			7
堺市 カラギ	32 25	11	2					2	13	3							3
神戸市 岡山市	42	20 8						3	17 8	3							3
広島市	43	7							7	5						1	4
北九州市	32	19							19	5						1	4
福岡市	14	9							9	4							4
函館市 旭川市	6 10	3 2							3 2	2							2
<u>尼州市</u> 青森市	26	6							6	6							2 6
盛岡市	20	3							3	3							3
秋田市	13	4			2	2			4	3							3
郡山市	18	4							4	3						1	2
いわき市 宇都宮市	21 16	15 7							15 7	5 6						1 2	
前橋市	31	3							3	4							4
川越市	11	4							4	3							3
船橋市	13	8							8	2							2
柏市	13	5							5	3							3
横須賀市 相模原市	8 15	5 10						3	5 7	3						1	3
富山市	34	2			1	1		3	2								'
金沢市	25	5	2						7	4							4
長野市	19	3							3	1							1
岐阜市	18	5							5	6							6
豊橋市 岡崎市	11 20	7							7	3							3
豊田市	15	5							5	2							2
大津市	14									7							7
高槻市	7	5							5	2							2
東大阪市 姫路市	6 31	8 13							8 13	3 11							3 11
足崎市 尼崎市	13	8						1		3							3
西宮市	4	5							5	1							1
奈良市	23	4							4								
和歌山市	39	6							6	3							3
倉敷市 福山市	33 50	11 6						2	11	12 6							12 6
下関市	14	2							2	1							1
高松市	24	5							5								
松山市	26	5							5	3							3
高知市	24	3							3	1							1
久留米市 長崎市	16 17	3							3 4								
<u> </u>	18	4							4	1							1
大分市	28	9							9	2							2
宮崎市	13	3							3	3							3
鹿児島市	27	4		_		_		00	4 4 4 0 0	4 400	_					2	
合計	7914	1120	14		_			_			7	1				36	1453

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 -6(8a) 大気基準適用施設の届出等の状況

								廢棄物	焼却炉			,,OHA I	<u> </u>	1 - II) T	_//3//	(733)
			200k	ra/h比 ት	~ 2t/h	未満		九末1 0	ለተፈተለ		100ka	/h以上·	~ 200ka	/h未満		
	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模		規模未	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模	規模変更後	規模未	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(6)	(f)	e-f)	(a)	(h)	(c)	(d1)	(d2)	(0)	(f)	e-f)
 北海道	(a) 117	(0)	(0)	(01)	(uz)	(e)	(1)	116	(a) 79	(b) 2	(0)	(u1)	(uz)	(e)	(1)	
青森県	32							32	57						3	
岩手県	32						2	30	71	3						74
宮城県	32						1	31	58	<u> </u>					3	55
秋田県	54						2	52	22							22
山形県	28							28	65	1					1	65
福島県	59						3	56	17	•						17
茨城県	86	2					2	86	236	2					18	220
栃木県	56						9	47	93	3					11	85
群馬県	50						1	49	39						1	38
埼玉県	95						2	93	36						3	33
千葉県	87						9		154	2					10	146
東京都	49							49	59						3	
神奈川県	34							34	37	2					1	38
新潟県	68	1					4	65	74	2					7	69
富山県	22						2	20	40						2	
石川県	30						5	25	47						2	45
福井県	34						2	32	52	2					3	51
山梨県	27						2	25	30							30
長野県	79						3	76	64	1					6	59
岐阜県	69	4						73	96						7	89
静岡県	95			2			3	90	114	2			1		5	112
愛知県	99						1	98	61	1					1	61
三重県	64						3	61	90	2					3	89
滋賀県	39							39	45						2	
京都府	29							29	38	1					1	38
大阪府	46	4					4	46	25	1	4				3	23
兵庫県 奈良県	75 44	1					4	72 41	118 109	- 1	1				6 2	113
和歌山県	38						3	34	41	1					1	108 40
鳥取県	37						4	37	42						<u>1</u> 1	41
島根県	39						8	31	31						2	29
岡山県	45	1					0	46	57	2					1	
広島県	58	1					1	58	67						7	60
山口県	55	•			1		3	53	56						4	
徳島県	53						1	52	85						2	83
香川県	32			2	2		2									67
愛媛県	53							53	82	1					4	
高知県	32						1	31	64						1	
福岡県	59						1	58	95	2					2	
佐賀県	51	1					2	50	45	1					3	
長崎県	66						8	58	35							35
熊本県	45							45	40	1					1	
大分県	20							20	19	1					1	
宮崎県	22							22	36	1					2	-
鹿児島県	46		1				1	46	75	4					4	
沖縄県	34						1	33	31						2	29

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (8b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(協設種類別. 政会市別)

								成字》	// 十口 // / 一			(施記	殳種類	別 - 」	以令巾	」別)
			200k	cg/h以上	~ 2t/h	未満		廃果物	焼却炉		100ka	/h以上·	~ 200kg/	/h未満		
	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設	規模		規模未	廃止	数 (a+b+c- d1+d2-	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設	規模	規模 変更後	規模未	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-
11.45	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)
札幌市 仙台市	1						1	3	4 8	1					1	8
さいたま市	6						1	5	3						1	2
千葉市	7							7	18						1	17
横浜市 川崎市	9 17	1		1	1		1	9 17	12 1							12 1
新潟市	16	3					1	18	24						3	
静岡市	11						1	10	29						1	28
浜松市	21							21	20						2	18
名古屋市 京都市	4 10						1	3 9	18 18						3	18 15
大阪市	12			2			1	9	6						2	4
堺市	5							5								14
神戸市 岡山市	3 32							32	13 17						2	13 15
広島市	34						1	33	14						2	12
北九州市	18							18	11							11
福岡市	5							5	5	1					1	5
函館市 旭川市	3							3 1	3 4	1					1	3
青森市	3							3								13
盛岡市	5							5								8
秋田市 郡山市	7						1	6	3 8			1	1		1	3 7
いわき市	6							6				I			1	3
宇都宮市	5							5	5							5
前橋市	5							5							1	18
川越市 船橋市	2							2	4 5						1	5
柏市	2							2	9						3	6
横須賀市	1							1	2							2
相模原市 富山市	14 10						3	11 10	4 17						1	3 16
金沢市	7						1	6								9
長野市	13						1	12	9						2	7
<u>岐阜市</u> 豊橋市	5 4							5 4							1	6
<u>豆饲巾</u> 岡崎市	9						2	7	10							10
豊田市	4						1	3	4							4
大津市 高槻市	3							3 2								5
東大阪市	2							2	2							2
姫路市	6							6	15						2	13
尼崎市	5							5	2							2
西宮市 奈良市	1							1 4	12							12
和歌山市	12							12	15						1	14
倉敷市	19							19	5							5
福山市下関市	14 8							14 8	33 6							33
高松市	8							8							1	9
松山市	10							10	16						2	14
高知市	3							3								18
久留米市 長崎市	4							3	7 10						2	7
熊本市	5							5								9
大分市	16							16	7							7
宮崎市	2							2	7	1						8
<u>鹿児島市</u> 合 計	13 2879	17	1	7	4	0	117	13 2777	11 3575	45	1	1	2	0	185	3437
						性定施部 特定施部										3437

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (9a) 大気基準適用施設の届出等の状況

								成杂析	小平 十口 小宁			刀巴 [又]	王大只儿!	- 和江	브//ﻧ	ר הווי>
			501/2	/hl\/ \	· 100kg/	h丰港		戌某 物	焼却炉		EUI.	g/h未満	(0 5m²l)	1 F 1		
			50kg/	11以上~	100kg/	不順		21年度			SUKÇ	/	(0.51114	<u>X.T.)</u>		04年度
	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	末施設 数 (a+b+c- d1+d2-	20年度 末施設 数	新設 ^{注2)}	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)
北海道	22		,	,	,	,	2	20	11	()	, ,	,	,	, ,	,	11
青森県	10						1	9	10						2	8
岩手県	13						1	12	1							1
宮城県	10							10	7						1	6
秋田県	1							1	3							3
山形県	7						1	6	9							9
福島県	15						1	14	9	1						10
茨城県	33							33	13						1	
栃木県	24							24	12							12
群馬県	24	1					1	24	5							5
埼玉県	91						3	88	18						2	
千葉県	36						4	32	16							16
東京都	59	1					3	57	28						1	
神奈川県	20						2	18	4							4
新潟県	30	1					2	29	20						1	
富山県	8	1						9	3						1	
石川県	8						2	6	1							1
福井県	12							12	6							6
山梨県	9							9	6							6
長野県	14							14	5							5
岐阜県	51	1					1	51	11							11
静岡県	44	1		1	2		6	40	26	1					2	
愛知県	26	1						27	10							10
三重県	25							25	12						2	
滋賀県	14							14	11							11
京都府	6							6								
大阪府	8							8	10						1	9
兵庫県	35	1					3	33	12						3	
奈良県	14							14	3							3
和歌山県	9							9	5							5
鳥取県	7							7	1							1
島根県	4						1	3	10						1	
岡山県	11						7	4	9						3	
広島県	12	1					-	13	16						1	
山口県	25						3	22	9							9
徳島県	10						1	9	4							4
香川県	16							16								7
愛媛県	31						2	29	17						1	
高知県	15							15	4							4
福岡県	40							40	15							15
佐賀県	9							9	6						1	
長崎県	5						2	3								4
熊本県	9						1	8	9							9
大分県	8							8	3							3
宮崎県	4						1	3								
鹿児島県	13							13								7
沖縄県	11							11	7						1	

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (9b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別, 政会市別)

									.bdr 4-17-1-3-			(旭記	文性织	別 -	メベル	נמנ
			50kg/	/hl:\ \- ~	100kg/	h未満		廃棄物	焼却炉		50ka	g/h未満	(0.5ml)	1 F)		
	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模		規模未	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-	20年度 末施設 数	新設 ^{注2)}	既設 注3)	規模		規模未	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)
札幌市 仙台市	3							3 1	2							1
さいたま市	12						1	11	6						3	3
千葉市	9						,	9	3							3
横浜市	31						1	30	6						1	_
川崎市 新潟市	5 10						1	9	4							4 2
静岡市	13						- 1	13	4							4
浜松市	4							4	1							1
名古屋市	9							9	7							7
京都市大阪市	15						1	14 7	2							2
堺市	7 6							6	2							2
神戸市	2	1						3	1							1
岡山市	3		-					3	2							2
広島市 北九州市	1							1	3 2	1					1	2
福岡市										- 1						3
函館市																
旭川市									3							3
青森市 盛岡市	3							3	4 7							4 7
秋田市	2								1							1
郡山市	5						1	4								·
いわき市	2							2								
宇都宮市	2							2	1 2							1
川越市	2							2								2
船橋市	3							3								
柏市	3						1	2								
横須賀市 相模原市	1 5						3	1 2	5 1						1	5
富山市	9						1	8	2							2
金沢市	7							7	1							1
長野市	1							1								
岐阜市 豊橋市	4							1	1							1
岡崎市	7						1	6								
豊田市	3	1					1	3								
大津市	1							1								
高槻市 東大阪市	2							2								
姫路市	6							6	1							1
尼崎市	3							3								
西宮市	0								1							1
奈良市 和歌山市	6 7						2	6 5	2 8						1	7
倉敷市	2							2	3							3
福山市	5						1	4								
下関市	0							^	2						1	1
高松市 松山市	2							1								
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4	4							
熊本市 大分市	2							2	1	1						4
宮崎市	2						1	1	3	<u> </u>						-
鹿児島市	3	1					1	3	1							1
合計 注1)事業提	1159	12					69			4					33	484

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 -6(10a) 大気基準適用施設の届出等の状況

	II			廢棄物	焼却炉				1					里與別	1 - HoY	브끼ภ	נת:
					計								合 計				
	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模	規模変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-	事業場 数 ^{注1)}	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)
北海道	273	5	(-)	(- /	(- /	(-)	8	270	221	295	6	(-)	(- /	(- /	(-)	9	292
青森県	143	_					6	137	109	146						6	
岩手県	143	3					4	142	123	143	3					4	142
宮城県	141						5	136	119	145						5	140
秋田県	96						2	94	63	96						2	94
山形県	127	1					2	126	115	129	1					2	128
福島県	137	1					6	132	102	167	1					6	162
茨城県	457	10					24	443	385	500	10					24	486
栃木県	229	3					21	211	186	295	3					21	277
群馬県	159	2					3	158	125	170	2					3	169
埼玉県	366						12	354	268	419						12	407
千葉県	415	4					26	393	286	426	4					26	404
東京都	358	1					19	340	202	361	1					19	343
神奈川県	152	3					3	152	102	153	3					3	153
新潟県	251	4					14	241	183	266	5					14	257
富山県	94	1					5	90	93	135	1					7	129
石川県	98						9	89	77	99						9	90
福井県	125	2					6	121	107	144	2					6	140
山梨県	97						2	95	68	101						2	99
長野県	198	1					9	190	162	215	1					9	207
岐阜県	264	5					11	258		267	5					11	261
静岡県	356	5		3	3		17	344	304	428	6		3	3		19	415
愛知県	292	2					2	292	265	442	2					6	438
三重県	245	2					8	239	186	281	2					9	
滋賀県	135						2	133	108	156						2	154
京都府	92	1					1	92	72	96	1					1	96
大阪府	168	1					4	165	104	187	1					4	184
兵庫県	299	2	1				20	282	221	310	2	1				20	293
奈良県	199	2					5	196	165	199	2					5	196
和歌山県	107						7	100	83	107						7	100
鳥取県	100						3	97	80	100						3	
島根県	99						12	87	67	103						12	91
岡山県	140	3					11	132	100	143	3					11	135
広島県	183	2					9	176	126	188	2					9	181
山口県	184			1	1		10	174	126	201			1	1		11	190
徳島県	177						4	173		177						4	
香川県	137			2	2		2	135	125	139			2	2		2	137
愛媛県	209	1					7	203	169	212	1					7	206
高知県	129						2	127	116	129						2	127
福岡県	257	2	·				5	254	224	282	2					6	278
佐賀県	128	2					6	124	96	131	3					6	128
長崎県	132						10	122	98	133						10	123
熊本県	130	1					2	129	113	158	3					2	159
大分県	64	1					1	64	54	65	1					1	65
宮崎県	79	1					3	77	68	80	1					3	78
鹿児島県	166	4	2				7	165	138	168	4	2				7	167
沖縄県	113						4	109	75	114						4	110

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 -6(10b) 大気基準適用施設の届出等の状況

1	1			威奈伽	<u> የ</u> ተሀ			П					(他記	殳種類	万] - 1	以令巾	可別)
				廃棄物 小	<u>焼却炉</u> 計								合 計				
	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模変更前	規模	規模未満変更	廃止	₩ (a+b+c- d1+d2-	事業場 数 ^{注1)}	20年度 末施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c- d1+d2-
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	e-f)
札幌市	29	1					1	29	14	30	1					1	30
仙台市	30						2	28	21	33						2	31
さいたま市 千葉市	41 53						6 1	35 52	24 38	41 55						6	35 54
横浜市	89	2		1	1		4	87	65	93	2		1	1		4	91
川崎市	57						1	56	32	62						1	61
新潟市	71	6					5	72	48	71	6					5	72
静岡市	72						3	69	57	92						3	
浜松市	65						2	63	41	67						2	
名古屋市 京都市	56 67						1 5	55 62	42 46	75 76						1 5	74 71
大阪市	60			2	2		<u>5</u>	55	37	72			2	2		5	67
堺市	41	2		_				43	38	53	2		_	_			55
神戸市	42	1					3	40	25	42	1					3	40
岡山市	63						2	61	42	63						2	61
広島市	64						5	59	44	66						5	61
北九州市 福岡市	55 23	1 1					1	55 23	41 14	66 23	2 1					1	66 23
函館市	9	1					1	9	6	9	1					1	9
旭川市	12						•	12	10	12	•						12
青森市	35							35	26	35							35
盛岡市	28							28	20	28							28
秋田市	18			2	2		1	17	14	19			2	2		1	18
郡山市	21			1	1		3	18	18	21			1	1		3	18
いわき市 宇都宮市	32 26						2	30 24	23 17	37 27						2	35 25
前橋市	37						1	36	33	40						1	39
川越市	15						1	14	12	16						1	15
船橋市	19							19	15	21							21
柏市	22						4	18	13	22						4	18
横須賀市	17						40	17	8	17						40	17
相模原市 富山市	36 40			1	1		12 2	24 38	15 38	36 49			1	1		12	24 47
金沢市	33	2		I	- 1		<u>2</u>	34	25	33	2		I	- '		1	34
長野市	27	_					3	24	19	27	_					3	
岐阜市	27							27	19	29							29
豊橋市	16						1	15	14	22						1	
岡崎市	33	4					3	30	21	35	4					3	
豊田市 大津市	18 16	1					2	17 16	22 14	53 16	1					2	52 16
高槻市	14							14	7	14							14
東大阪市	17							17	6	17							17
姫路市	52						2	50	38	74	7					2	79
尼崎市	21						1	20	13	21						1	20
西宮市	8							8	4	8							8
奈良市 和歌山市	28 51						4	28 47	24 43	29 57						4	29 53
倉敷市	52						4	52	38	70						4	70
福山市	64						3	61	51	69						3	
下関市	19						1	18	16	31						1	30
高松市	25						1	24	26	27						1	26
松山市	35						2	33	27	36						2	34
高知市	27 20							27	24	27							27 23
久留米市 長崎市	20						2	20 19	17 17	23 21						2	
熊本市	22							22	18	22							22
大分市	39	1						40	30	43	1						44
宮崎市	17	1					1	17	13	17	1					1	17
鹿児島市	36	1					3	34	28	38	1					3	
合 計	10726	99					468	10360	8250		113	3				481	11364

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 7 (1a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

												リエハスル	יטאו ני.	10 - HI	<u> </u>	1/11/11
		塩パルプ 造の用に								カーパ・イト・	法アセチレンの	の製造の	用に供す	るアセチレン	洗浄施設	Ž
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
北海道	6	16						16	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	6						6
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	1	8						8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	10						10								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	1						1	1	1						1
奈良県					-								-			-
和歌山県				1				ļ .		!			-			
鳥取県	1	4			1			4					-			-
島根県	1	1			-			1								
岡山県	_				-				1	1						1
広島県	3	4			-			4	2							2
山口県	1	2		-	1			2	1	3			-			3
徳島県	1	2		-				2	2	_			-			_
香川県		_		1					2	2			-			2
愛媛県	2	6		-				6					-			
高知県福岡県				1					1	1			-			1
				1					'	1			-			1
佐賀県 長崎県									1	1			-			4
長崎県 熊本県	1	1		1				1	'	1			-			1
大分県	1	1			1			1								
<u>人分宗</u> 宮崎県	4	2						2					-			
	1	1		1				1	-	1			-		1	1
鹿児島県	1	1		-	1			1	- 4	1			-		1	1
沖縄県	Į]	1	1	1	1	ı i	1		l			l	1

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注 2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (1b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

		塩パルプ 造の用に						設		カーパ・イト・ジ			用に供す		洗浄施設	
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	ら法へ の移行 ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
11.45		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
札幌市																
仙台市																-
さいたま市 千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市										3						
新潟市	1	4					1	3	1	1						1
静岡市	·	i						Ĭ	1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																ļ
広島市									1	1						1
北九州市						1		1	2	2			-	1		2
福岡市						-		-						-		-
函館市 旭川市	1	3						3								
- 旭川巾 青森市		3			1			3								-
盛岡市																-
秋田市	1	1						1								-
郡山市		'														
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市					1											
岐阜市																
豊橋市 岡崎市						-		-		l				-		1
豊田市					1											
大津市						 								 		
高槻市					1					i						t -
東大阪市																†
姫路市									1	1						1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市			-						1	1						1
倉敷市																<u> </u>
福山市																<u> </u>
下関市					1								1			<u> </u>
高松市						1		1		1			-	1		
松山市						-								-		-
高知市 久留米市						-		-						-		
人留木巾 長崎市					1											
熊本市						 		 		l				 		
大分市								1	1	1						1
宮崎市									<u>'</u>	<u>'</u>						†
鹿児島市																
合 計	31	85	0	0	0	0	1	84	40	56	0	0	0	0	1	55
H H	U	00	J		U	J		. 04	. ⊤∪	- 00	J		. 0	J		

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。

変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (2a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

											(110117	作里夫只刀	יטוייו ני	<u>п - н</u> и	V=1137	1/1/1/
		硫酸	りかの製	造の用に	こ供する	廃か ス洗汽	争施設			アルミナ糸	繊維の製	造の用に	こ供する	廃がス洗浄	施設	
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																-
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県 群馬県	1			-				-								-
<u></u>	1			1	-			-		-						1
千葉県									1	3						3
東京都									'	J						3
神奈川県																
新潟県									1	13						13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県	1			1	1			-								<u> </u>
鳥取県				1												
島根県 岡山県																1
広島県 山口県					1											
<u>山口宗</u> 徳島県					 											
香川県				1					1	2						2
愛媛県									'							
高知県																
福岡県					1											
佐賀県					 											
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注 2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (2b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

											(116	IX1±5	×11.1	総括 -	TY 4 1	(נינייו
		硫酸加	りなの製	造の用に	こ供する	廃ガス洗浄	●施設			アルミナ糸	繊維の製	造の用に	供する	廃が ス洗済	静施設	
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
11 45 -		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
札幌市 仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市 新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市 大阪市																
堺市																<u> </u>
神戸市																
岡山市																
広島市 北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市 盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市 前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市 相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市 豊橋市																
豆饲巾 岡崎市																1
豊田市																
大津市																
高槻市 東大阪市																-
姓路市																1
尼崎市																
西宮市																
奈良市 和歌山市						-		-								
<u>和歌叫巾</u> 倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市 松山市						-		-								
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																-
大分市 宮崎市																
鹿児島市																
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	22	0	0	0	0	0	22

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

- 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (3a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

			担体付き	・触媒の	製造の用	に供する										
	焼成炉	から発生						浄施設	塩	記化と、こルモ	パ-の製:	造の用に	:供するこ	ニ塩化エチレ	沙洗浄施	設
	事業場 数 ^{注2)}	20年度末施設数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から法への移行注5)	瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度末施設数	新設	既設 注4)	瀬法から法への移行注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
11.35-346		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
北海道																
青森県 岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	9						9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2						2								
東京都																
神奈川県	1	2						2								
新潟県																
富山県																
石川県 福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						4
奈良県																
和歌山県	.			1		-		1		.				-		!
鳥取県						-								-		-
島根県 岡山県								-								
広島県																
山口県				 		 			2	9				 		9
徳島県										9						3
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県				1		1								1		
鹿児島県																
沖縄県																

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成2 1年4月1日から平成2 2年3月3 1日までの間に、法第1 2条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (3b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

											(1,12	以1王六	,,,,,	MD/JTI		ר הנו רו
	焼成炉	から発生			する施設				塩	【化比° 二ルモ	パ-の製	造の用に		塩化エチレ	ン洗浄施	
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	瀬法へ	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
札幌市																
仙台市 さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市	1	2						2								
静岡市 浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市岡山市																-
広島市														1		
北九州市																
福岡市																
函館市																-
旭川市 青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市 宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市 岡崎市						 								 		1
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市 姫路市																
<u> </u>																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市 福山市						-			1	4						4
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																-
久留米市 長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市	4	7	^	^			^	-		20	^				^	20
合 計	4	7	0	0	0	0	0	7	6	32	0	0	0	0	0	32

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。

変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

	:	硫酸濃縮			造の用に 分離施設、		洗浄施設	ł				シ゛クロロベ ン		造の用に		
	事業場 数 注2)	20年度末施設数	新設 注3)	既設注4)	瀬法から法への移行注5)	瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 注2)	20年度末施設数	新設注3)	既設 注4)	瀬法から法への移行注5)	注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
71° /= /*		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
北海道																
青森県 岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県新潟県																
富山県																_
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	3						3								
三重県																
滋賀県																
京都府 大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																igsquare
徳島県						-								-		
香川県						-								-		
愛媛県 高知県						-								-		-
福岡県																
佐賀県						 								 		\vdash
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (4b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	;	硫酸濃縮	カプ ロラ! 施設、シ	クタムの製ラ クロヘキサンタ	造の用に 分離施設、	供する 廃ガス	洗浄施設	ŧ		クロロ へ・ン	ゼン又は			造の用に		(נינו נו
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	瀬法へ	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
札幌市																
仙台市 さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市 静岡市																
浜松市																
名古屋市		2					2									
京都市 大阪市																-
堺市																
神戸市																
岡山市																<u> </u>
広島市 北九州市																\vdash
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市 盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市 宇都宮市									1	2						2
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市 横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市 長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市 尼崎市																
上崎市 西宮市																
奈良市																
和歌山市																lacksquare
倉敷市 福山市																
下関市																
高松市																
松山市 高知市																
人留米市 人留米市																\vdash
長崎市																
熊本市																
大分市 宮崎市																
B 児島市																
合 計	1	5	0	0	0	0	2	3	1	2	0	0	0	0	0	2

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたもの を計上した。

注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (5a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

	1										(100 H)	作生失只力	3	10 - Al-	~	17733
						の用に供 ゴス洗浄が				2,3-			りの製造 発ガス洗	の用に供 浄施設	する	
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県 秋田県																
山形県																-
福島県		3					3		1	3						3
茨城県		3					3		-	- 3						- 3
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県 福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県 鳥取県				 	 	 							 	 		
島根県				 	 	 							 	 		
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県	1			1	1	1							1	1		1
長崎県				1	-	-							-	-		-
熊本県 大分県																
宮崎県				-	-	-							-	-		
鹿児島県				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>							<u> </u>	<u> </u>		\vdash
沖縄県																
/ I # 0/ I				1									1	1		

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注 2) 事業場数については、1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (5b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

						の用に供				2,3-	ን [*]			の用に供		(נינו נו
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	瀬法へ	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	d1-d2- f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	d1-d2- f)
札幌市			` ′) (` ′						
仙台市 さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市 静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市 大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市											-	-			-	
広島市 北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市 盛岡市																
秋田市																
郡山市																
<u>いわき市</u> 宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市 横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市大津市																
高槻市																†
東大阪市																
姫路市 足崎市																
尼崎市 西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市 下関市																
高松市																
松山市																1
高知市 久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市 鹿児島市																
合計	1	6	0	0	0	0	3	3	1	3	0	0	0	0	0	3

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。

変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (6a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別·総括 - 都道府県別)

		り ソバ イ 札								アルミニウムン	てはその	合金の製	造の用に	二供する炸	音焼炉、	下 <i>四)</i>
	选.	こ誘導体が 浄施設、	が離他設	、 _ 「 レ」1七 ンバイオレッ	跻导体流 卜洗净施記	浄地設、 设及び熱	退兀欲! 風乾燥施	身14 i設	冷附					₹処理する 長じん施記		75
	事業場数 注2)	20年度末施設数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 注2)	20年度末施設数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から法への移行注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
北海道		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
- ル/母坦 青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									2	2						2
茨城県									2	4						4
栃木県									1	4						4
群馬県					 				1	1				 		1
埼玉県 千葉県									1	1						1
東京都					 				'	<u>'</u>				 		
神奈川県																
新潟県																
富山県									5	11					1	10
石川県																
福井県									2	5						5
山梨県																
長野県									4							
岐阜県 静岡県									1 5	1 18						18
愛知県									2	3						3
三重県									1	2						2
滋賀県									4	5						5
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県					1									1		
鳥取県 島根県					-									-		
国山県 岡山県					 									 		
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7						7		1						1
高知県																
福岡県					1									1		
佐賀県																
長崎県					-									-		
熊本県 大分県																
<u> </u>																
鹿児島県					<u> </u>									<u> </u>		
沖縄県																

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注 2) 事業場数については、1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日か6平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。

注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (6b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	還え	り゛ンハ゛イオ こ誘導体を 浄施設、	分離施設	、二阳化	誘導体洗 ト洗浄施語	浄施設、 设及び熱	還元誘	導体 記設		炉又は軟	てはその	合金の製 ら発生す	造の用に るガスを び湿式負	では こ供する を 処理する と し し し し ん 施 き	音焼炉、 る施設の	うち
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	瀬法へ	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
11.40->-		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
札幌市 仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市									1	2						2
川崎市 新潟市																
静岡市									1	3						3
浜松市																
名古屋市 京都市									1	8						8
大阪市										-						
堺市																
神戸市 岡山市																-
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市 旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市 郡山市									1	1						1
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市 船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市 富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市 岡崎市																
豊田市									1	1						1
大津市																
高槻市 東大阪市																-
展入 N T									1	2						2
尼崎市										_						
西宮市																
奈良市 和歌山市																-
倉敷市														L		
福山市																
下関市 高松市						-			1	1			-			1
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市 熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市		_		_	_		_		-		_	_				
合 計	1	7	0	0	0	0	0	7	35	80	0	0	0	0	1	79

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。

変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別·総括 - 都道府県別)

	1											作生夫只刀		10 - H1		1
						青製施設、 長じん施記			担任					に供する ブス洗浄カ		うち
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	瀬法へ	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
北海道																
青森県	1	9						9								
岩手県																
宮城県 秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県								·								
栃木県																
群馬県																
埼玉県									3	49						49
千葉県																
東京都																
神奈川県									1	10					1	9
新潟県																
富山県 石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	194						194
愛知県	2	2						2								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県 和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県			-													
徳島県																
香川県						-								-		
愛媛県	1	1				-		1						-		<u> </u>
高知県	1	5	2			-		7						-		\vdash
福岡県 佐賀県	1	5				-								-		\vdash
長崎県						 								 		\vdash
熊本県																\vdash
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注 2) 事業場数については、1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成21年4月1日か6平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (7b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

						青製施設、 長じん施記			担(体付き触 ろ道	媒からの	金属の[回収の用	総10 - に供する jス洗浄!	施設の	
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)
札幌市 仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市 新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市 大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市 北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市 盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市 岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市 高槻市																\vdash
東大阪市																1
姫路市			10					10								
尼崎市																
西宮市 奈良市																\vdash
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市 高松市																
松山市																†
高知市																
久留米市																
長崎市 熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	7	27	12	0	0	0	0	39	6	253	0	0	0	0	1	252

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。

変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (8a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	l															10 - Ab	~	1
			廃棄!	物焼却炉	に係る原	をガス洗え 	争施設、	湿式集し	ん施設を	ひび灰の!	貯留施設	であって	汚水又	は廃液を	排出する	5もの		
			廃ガ	ス洗浄剤	施設、湿:	式集じん	施設						灰	の貯留旅	設			
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	規模未 満変更 注6)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 ^{注3)}	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	規模未 満変更 注6)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	d1-d2-e -f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	d1-d2-e -f)
北海道	19	44							44	8	13							13
青森県	18	39		3				2	40	1	11	1	2					14
岩手県	5	5							5									
宮城県	1	6							6	-	_							_
秋田県	2	3							3	5	7				1			7
山形県 福島県	13 14	13 35							13	8 18	8 25						1	8 24
茨城県	46	79						5	35 74	14	15						ı	17
栃木県	2	4						5	14	5	6							6
群馬県	3	6							6	8	8							8
埼玉県	65	149						6		21	41							41
千葉県	37	99						8		15	40						1	39
東京都	35	144						4	140	16	91						3	
神奈川県	14	47	5	3					55	7	18						3	
新潟県	19	24							24	17	20							20
富山県	7	26							26	2	5							5
石川県	4	5							5	5	8						2	6
福井県	11	29						2	27	5	8							8
山梨県	5	9						1	8	4	4							4
長野県	31	81						2	79		24							24
岐阜県	30	39	1					1	39		40							40
静岡県	42 32	65						2	63	4	12							12 23
愛知県 三重県	20	60 34						<u>1</u>	59 33	17 7	23 9							23
滋賀県	3	9						- 1	9	1	2							2
京都府	6	9							9	7	11							11
大阪府	36	115	1					1	115	3	25	2						27
兵庫県	22	47						2	45	28	33	_					2	31
奈良県	24	27							27	6	6							6
和歌山県	4	7						3	4	13	16							16
鳥取県	6	13							13	10	18							18
島根県	21	27	3					4	26	2	5						1	4
岡山県	12	17							17	6	12							12
広島県	9	19						2	17	4	5							5
山口県	24	56						1	55		2							2
徳島県	19	39						2	37	6	8							8
香川県	12	17							17	6	12							12
愛媛県	9	12	4						16 9	2	2							2
高知県福岡県	27	9 45	7						52	7	19						7	12
佐賀県	7	12						1	11	6	6							6
長崎県	9	15							15	6	8							8
熊本県	4	6							6	2	3							3
大分県		0									ľ							3
宮崎県	1	1							1	1	1							1
鹿児島県											Ì							
沖縄県	18	26							26	6	6							6

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注 2) 事業場数については、1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

			pic 至**	サクカルヰ+⊓。レィ	h − /をファ	たガラグ	各位≐几	泊士生!	۰ ۷ ‡√⊏≐л ۱	るながたの	貯留施設	ブ ちっつ				総括 -	マン ベー	ן נוו יו
								湿式集し	か他設力	えひ火の	貯留他設	じめつ(もの		
			発力	人流津原	施設、湿 瀬法か	法から			21年度				火	の貯留施 瀬法か				21年度
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	瀬法への移行注5)	規模未 満変更 注6)	廃止	末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	瀬法への移行注5)	規模未 満変更 注6)	廃止	末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	-f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	-f)
札幌市	1	9						2	9	4	8							8
仙台市 さいたま市	4	10 6							6	3	6							6
千葉市	5	18							18	2	11							11
横浜市	4	16							16	4	20	2						22
川崎市	14	37	1					4	37	5 2	5 4	1						5
新潟市 静岡市	8 5	11 7	- 1					1	11 7	4	4	I						5
浜松市	4	12							12	·	1							1
名古屋市	4	20	2						22	1	4							4
京都市 大阪市	9	17 29						1	17 28		6 10							10
堺市	5	5						- 1	5	6	7							7
神戸市	5	16						4	12	2	8						3	5
岡山市	10	11							11	3	5							5
広島市	17	35						1	34	1	8							57
北九州市 福岡市	8 4	30 17						1	29 17	6 1	22 5	35						5/
函館市	_																	1
旭川市																		
青森市 盛岡市	3	3							3	2	3							3
秋田市	3	2 9							9	1	1 2							1 2
郡山市		Ü								2	2							2
いわき市	7	17							17									
宇都宮市前橋市	5 3	15						2	13	3	6 6						1	, ,
川越市		7							7	2	5							5
船橋市	ŭ	,								2	2							2
柏市																		<u> </u>
横須賀市 相模原市	3	13 35						7	13 28	1	5 12						4	5
富山市	11 4	8							8	1	12						4	1
金沢市	2	5						1	4									<u> </u>
長野市	7	14						2		1	1							1
岐阜市 豊橋市	4	4							4	3	4							4
三豆饲 (I) 岡崎市	4	9						2	7	1	3							3
豊田市	2	4							4	4	6						1	5
大津市	1	3							3	1	1							1
高槻市 東大阪市	2	12 12							12 12		3							3
姓路市	8	24						1		2	14							14
尼崎市	7	19							19	3	4							4
西宮市							1		_	2	2							2
奈良市 和歌山市	1	2							2	1 2	2							3
倉敷市	12	34							34	3								5
福山市	6	14						2	12	1	2							2
下関市							1		_									<u> </u>
高松市 松山市	3 2	3							3	1	2							2
高知市	2	2							2	1	2							2
久留米市	2	2							2	1	1							1
長崎市	4	6					1		6	_	2							2
熊本市 大分市	4	2 17							17	2	2							2
宮崎市	4	2							2	1	1							1
鹿児島市										2	4						1	3
合 計	996	2191	24	6	0	0	0	78	2143	403	844	43	2	0	0	0	30	

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたもの を計上した。

注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が

変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (9a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	rio 茶 #/m #	ホナロルウィー・	/グラ 南ギ	7 24 25 1	f=n :=	- + + 1 * /	+∕⊤≐⊓ TL 7	v t and	n+⁄r±n-∞	1			「エハハハ	J 110.	10 - Ab	~_1137	17/33 /
	発果初 》	元却がに				式乗しん E排出す∛	施設及び るもの	が火の洗す	当他設で						解施設及		
				-13/31/	小計	- ATE					PCB汚染	物又はP	CB処理物	の洗浄が	施設及び名	[}] 離施設	
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e	数 注2)	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	-f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	-f)
北海道	27	57							57	1	3						3
青森県	19	50	1	5				2									
岩手県	5	5							5								
宮城県	1	6							6								
秋田県	7	10							10								
山形県	21	21							21	1	26						26
福島県	32	60	0					1	59								
茨城県 栃木県	60 7	94 10	2					5	91 10								
群馬県	11	14							14								
<u> </u>	86	190				1		6						1			+
千葉県	52	139						9		1	2						2
東京都	51	235						7		1	3						3
神奈川県	21	65	5	3				3		·	ľ						T
新潟県	36	44		_					44		1						1
富山県	9	31							31								
石川県	9	13						2	11								
福井県	16	37						2	35								
山梨県	9	13						1	12								
長野県	31	105						2									
岐阜県	30	39	1					1	39								
静岡県	46	77						2									
愛知県	49	83						1	82	1	1						1
三重県	27	43						1	42								1
滋賀県	4 13	11 20							11 20								-
京都府 大阪府	39	140	3					1	142								1
兵庫県	50	80	3					4									
奈良県	30	33						7	33								1
和歌山県	17	23						3	20								1
鳥取県	16	31						J	31	l	l						
島根県	23	32	3					5	30		1						
岡山県	18	29							29								
広島県	13	24						2	22	1	1						1
山口県	24	58						1	57								
徳島県	25	47						2									
香川県	18	29							29								
愛媛県	11	14	4						18								
高知県	7	9							9								
福岡県	34	64	7					7	64								1
佐賀県	13	18				1		1	17	1				-	-		1
長崎県	15	23							23						-		
熊本県	6	9							9	1					 		-
大分県 宮崎県	2	2							2	1					 		-
					1	1				1	1			1	 		1
沖縄県	24	32							32	1					 		
ハールピスペ	24	52		1	1	1	1	1	J 32				1	1	1	1	1

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成2 1年4月1日から平成2 2年3月3 1日までの間に、法第1 2条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (9b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	廃棄物煤	焼却炉に			施設、湿 は廃液を 小 計		施設及び るもの	灰の貯	留施設で			PCB等又	はPCB処:	理物の分	総括 - 解施設及 施設及び2	び	
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	規模未 満変更 注6)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	ら法へ	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e
	_	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	-f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	- f)
札幌市	5	17						0	17								
仙台市 さいたま市	7	13 12						2	11 12								
千葉市	7	29							29	1	1						1
横浜市	8	36	2						38	1	1						1
川崎市	19	42							42	1	26						26
新潟市	10	15	2					1	16								
静岡市	9	11							11								
浜松市 名古屋市	<u>4</u> 5	13 24	2						13 26	1	1						1
京都市	9	23							23		'						-
大阪市	9	39						1	38	2	5						5
堺市	11	12							12								
神戸市	7	24						7									
岡山市	13	16							16						1		
広島市	18	43	25					1	42	1	1				-		1
北九州市 福岡市	14 5	52 22	35					1	86 22	1	13				-		13
函館市	3	- 22									l						
旭川市																	
青森市	5	6							6								
盛岡市	2	3							3								
秋田市	4	11							11								
郡山市	2	2 17							2								
いわき市 宇都宮市	7 5	21						3	17 18								
前橋市	6	9							9								
川越市	7	12							12								
船橋市	2	2							2								
柏市																	
横須賀市	4	18							18		1						1
相模原市	11 5	47 9						11	36 9	2	2						2
富山市 金沢市	2	5						1	4								
長野市	8	15															
岐阜市	4	4							4								
豊橋市	3	6							6								
岡崎市	5	12						2	10								
豊田市	6	10 4						1	9	1	40				-		40
大津市 高槻市	2	15							15		1			1	1		
東大阪市		12							12								
姫路市	10	38						1									
尼崎市	10	23							23								
西宮市	2	2							2								
奈良市	2	4							4						-		-
和歌山市 倉敷市	5 15	7 39							7 39						 		-
福山市	7	16						2									
下関市	, '	10															
高松市	4	5							5								
松山市	2	4							4								
高知市	3	4							4		.				1		1
久留米市	3	3							3		1				-		-
長崎市 熊本市	4 2	8 4							8		-			1	 		1
大分市	4	19							19						 		
宮崎市	1	3							3								
鹿児島市	2	4						1	3								
合 計	1399	3035	67	8	0	0	0	108	3002	17	128	0	C	0	0	0	128

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (10a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

										1エハス/)	J ///C/.	н нг	に加え	~/JJ /
	プ		1ン類の破 応施設、原					設		下	水道終え	卡処理施	設	
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 ^{注3)}	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c-
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(f)	f)
北海道		(/	\-/	(-)	\ · /	\ · /			5		(-)	(-/		5
青森県									1	1				1
岩手県									1	1				1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3					3
群馬県	2				1			3		3				3
埼玉県 千葉県	3	6						6	10	10				10 3
東京都	ı	1							21	21				21
神奈川県	1	2	2				2	2	12	12				12
新潟県									12	12				12
富山県	1	2						2	3	3				3
石川県		_						_	Ŭ	Ŭ				Ť
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県	1	1						1	3	3				3
岐阜県	2	3						3	2	2				2
静岡県	2	3						3	2	2				2
愛知県	3	4						4	7	8			1	7
三重県									2	2				2
滋賀県	1	1						1	2	2				2
京都府									2	2				2
大阪府	1	2						2		14				14
兵庫県									5	5				5
奈良県					-				1	1				1
和歌山県 鳥取県									4	4				4
島根県	1	1			1				1	1				1
岡山県									1	1				1
広島県	1	2						2		<u>'</u>				
山口県	<u> </u>				1				1	2				2
徳島県									i '	†				
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2	1			1		1
長崎県				-					2	2				2
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	2	2						2	1	1				1

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注 2) 事業場数については、1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日か6平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。

注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (10b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	J°	フロ ラス*マ反応				施設のう 及び湿式		設	(116	克文作里 彩 下	水道終表			i- 133 /
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 ^{注3)}	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 ^{注3)}	既設 注4)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	d1-d2- f)		(a)	(b)	(c)	(f)	d1-d2- f)
札幌市									5					5
仙台市									2	2				2
さいたま市 千葉市									2	4				4
横浜市									6					22
川崎市									2	5				5
新潟市	1	1						1	1	1				1
静岡市 浜松市	1	2						2	2	4 2				4 2
名古屋市	1								6		1			6
京都市									4					4
大阪市									8					8
堺市	1	1						1	2					2
神戸市 岡山市									5 1	5 1				5 1
広島市									5					7
北九州市	1	2						2	3					4
福岡市									3	3				3
函館市									1	1				1
旭川市 青森市									1	1				1
盛岡市	1								1					
秋田市									2	2				2
郡山市									1	1				1
いわき市					1				1	1				1
宇都宮市前橋市		1					1		1	3				3
川越市		1					I		1	3				3
船橋市														
柏市														
横須賀市								_	2	2				2
相模原市 富山市	1	1		2	2			2	2	2				2
金沢市	1	1						1	1	1				2
長野市									3					3
岐阜市									2	2				2
豊橋市									1	1				1
岡崎市										1			1	
豊田市 大津市	1	1			1				1	1				1
高槻市					1				1	4				4
東大阪市									2	2				2
姫路市	1	2						2	2	2				2
尼崎市					1									2
西宮市 奈良市	-			-	1				2	2				2
和歌山市									2	2				2
倉敷市									1	1				1
福山市									1	1				1
下関市	1	1			-			1						_
高松市 松山市									2	2				2
高知市	1	2			 			2	1	1				1
久留米市	i '								i '	i '				<u> </u>
長崎市									1	1				1
熊本市								1	2	2				2
大分市		 						<u> </u>						-
宮崎市 鹿児島市	1	2	1		-			3	1	1				1
合計	37		3		2 0	0	3				1	1	2	
H BI	. 37		J				,	UI		202				202

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。

変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (11a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

						る工場又 D処理施記						(NCHX	合 計			~=1137	
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	-f)
北海道									41	83							83
青森県									23	68	1	5				2	
岩手県 宮城県		1 2						1 2	7	8 17							8 17
秋田県		1						1	7	11							11
山形県		- '						'	22	47							47
福島県		1						1	36	73						4	
茨城県									70	117	2					5	
栃木県									13	19							19
群馬県									17	21							21
埼玉県									104	257						6	
千葉県	3	4						4	64	156						9	
東京都									73	259						7	
神奈川県		0						0	37	92	7	3				6	
新潟県 富山県	4	9						9	42	73							73 49
石川県									20 9	50 13						1 2	
福井県									19	43						2	
山梨県									10	14						1	13
長野県		2						2	36	113						2	
岐阜県									36	46	1					1	46
静岡県		1						1	60	308						2	306
愛知県	2	2						2	71	111						2	109
三重県	1	2						2	33	65						1	64
滋賀県									11	19							19
京都府									16	23							23
大阪府									54	156	3					1	158
兵庫県									58	91						4	
奈良県 和歌山県									31 17	34 23						3	34 20
鳥取県									21	39							39
島根県									25	34	3					5	
岡山県									20	31							31
広島県	1	2						2	21	35						2	
山口県	1	1						1	30	75						1	74
徳島県									26	49						2	47
香川県	1	1						1	23	37							37
愛媛県	2	4						4	17	33	4						37
高知県									7	9							9
福岡県	1	1						1	37	71	9					7	
佐賀県									15	20		1				1	20
長崎県						-			18 7	26							26
熊本県 大分県										10							10
宮崎県									4	5							5
鹿児島県						 			1	2						1	1
沖縄県	1	1						1	29	37							37

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成2 1年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計上した。
- 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (11b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

						る工場又 D処理施記						(132	合計	貝力!」。			
	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-	事業場 数 ^{注2)}	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 ^{注5)}	規模未 満変更	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e
		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	- f)
札幌市 仙台市									10 9	22 15						2	22 13
さいたま市									7	12							12
千葉市	1	1						1	12	36							36
横浜市	2	2						2	19	66	2						68
川崎市 新潟市	1	1						1	23	74	2					2	74
静岡市		1						ı	15 14	25 24							25 24
浜松市									8	20							20
名古屋市									14	41	3					2	42
京都市									14	31							31
大阪市 堺市									19 16	52 17						1	51 17
神戸市									12	29						7	
岡山市									14	17							17
広島市									25	52						1	51
北九州市		1						1	21	74	35					1	108
福岡市 函館市									8	25 1							25 1
旭川市									2	4							4
青森市									5	6							6
盛岡市									2	3							3
秋田市									8	15							15
郡山市		1						1	10	3 27							3 27
宇都宮市	1	1						1	6	22						3	
前橋市									7	13						1	12
川越市									7	12							12
船橋市									2	2							2
柏市 横須賀市									6	21							21
相模原市	1	3					1	2	13	50		2				12	
富山市	1	1						1	11	15							15
金沢市									3	6						1	5
長野市 岐阜市									11	18 6						2	
豊橋市									6	7							7
岡崎市	1	1						1	6	14						3	
豊田市									8	51						1	50
大津市						-			3	5							5
高槻市 東大阪市									3	19 14							19 14
展入 版 市	1	1						1	16		10					1	55
尼崎市									12	25							25
西宮市									4	4							4
奈良市									2	4							4
和歌山市 倉敷市		1				1		1	8 17	10 45					 		10 45
福山市		'						<u> </u>	8	17						2	
下関市									2	2							2
高松市									6	7							7
松山市						-			2	4					-		4
高知市 久留米市									5 3	7							7
長崎市								1	5	9							9
熊本市									4	6							6
大分市	2	3						3	7	23							23
宮崎市									2	4							4
鹿児島市	00			^			1		4040	7		,,				1	<u> </u>
合 計	28	53	0	0	0	0	1	52	1840	4112	83	11	0	0	0	123	4083

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が 変わった施設を計した。
- 変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 8 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別 - 都道府県別)

						E鉛回収施:	 设	(NEIIX	111111111111111111111111111111111111111	- 卸退水	12/1/11/
		焙炸	尭炉	焼絲	吉炉	溶釒	広炉	溶解	解炉	乾燥	操炉
	21年度末 事業場数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県	1	1	1					1	1		
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県 山梨県											
長野県											
<u>技野宗</u> 岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県				-							
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

注1)法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を

^()内に再掲した。

表 - 8 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別 - 政令市別)

ı					9	E鉛回収施:	没				
		焙炸	尭炉	焼約	 這炉		広炉	溶角	军炉	乾燥	操炉
	21年度末 事業場数	21年度末 施設数	20年度末 施設数								
札幌市						10-11-11-11					
仙台市											
さいたま市											
千葉市 横浜市											
川崎市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市 大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市 函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市 宇都宮市											
于都名巾 前橋市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
相模原市											
富山市 金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市 大津市											
高槻市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良市 和歌山市											
倉敷市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市 高知市											
クロス 大田											
長崎市											
熊本市											
大分市							-				
宮崎市											
鹿児島市				J	J	l		1 (0)			0 (0)

注1)法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ()内に再掲した。

表 - 8 (2a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別 - 都道府県別)

1	亜鉛回	収施設				惑	棄物焼却炊				
							以上		/h以上	100kg/l	רון F ~
	小	計		4t/h	以上	~ 4t/	h未満	~ 2t /	h未満	200kg	/h未満
	21年度末	20年度末	21年度末	21年度末	20年度末	21年度末	20年度末	21年度末	20年度末	21年度末	20年度末
	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
北海道			1 (1)							1 (1)	1 (1)
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県			2 (2)					2 (2)	2 (1)		
茨城県				- (-)							
栃木県			1 (1)	2 (2)	2						
群馬県	2	2								1	1
埼玉県											
千葉県 東京都			4 (4)					4 (4)	1 (1)		
神奈川県			1 (1)					1 (1)	1 (1)		
新潟県											
富山県											
石川県			1							1	1
福井県			2 (2)					2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
山梨県			2 (2)					2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府			1 (1)					1 (1)	1 (1)		
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県			1					1	4		
徳島県 香川県			1					1	1		
登媛県 愛媛県			2	2	2			1	1		
一 変 族 宗 高 知 県				3	3			I	I		
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県			2					2	2		

注1)法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を

⁽⁾内に再掲した。

表 - 8 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別 - 政令市別)

	亜 ��.□	II∇t佐≑凡				lav.	全物		:	איז היר	(נונינוי
	亜鉛回				h.l. I	発 2t/h	棄物焼却火 以上		/h以上	100kg/	1以 上 ~
		計			以上	~ 4t/	h未満	~ 2t/	'n未満	200kg	/h未満
	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 事業場数	21年度末 施設数	20年度末 施設数		20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数
札幌市											
仙台市											
さいたま市 千葉市			1					1	1		
横浜市			1 (1)					1 (1)	1 (1)		
川崎市			. (.,					. (.,	. (.)		
新潟市											
静岡市											
浜松市 名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市 広島市											
北九州市											
福岡市											
函館市											
旭川市											
青森市 盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市			1 (1)			1 (1)	1 (1)				
宇都宮市前橋市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
相模原市 富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市					-	-				-	
豊橋市											
岡崎市 豊田市											
大津市											
高槻市											
東大阪市											
姫路市 尼崎市											
上											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市			1	1	1						
福山市 下関市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市 熊本市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
合計	2 (0)	2 (0)	18 (10)	6 (2)	6 (0)	1 (1)	1 (1)	12 (7)	12 (6)	5 (3)	5 (3)

注1)法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を

^()内に再掲した。

表 - 8 (3a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別 - 都道府県別)

				成 	/ ☆ 十□ / 宀			1	(10 HX	.作主大只刀切
100kg/h未満		EOka/b	N L			1			슬計	
21年度末		100kg/11	以上~ /h未満	00Kg/	11水间	小	計			
施設数 加設数 加設数 加設数 加設数 加設数 加設数 加設期 加速期 加速						21年度士	20年度士	21年	度 末	20年度士
北海道		施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数			施設数
青森県 名子県 宮城県 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	北海道	10-11-11-11	13 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -	10-11-17-17	is a service.					
岩手県 宮城県 2 (2) 2 (1) 2 (2) 2 (2) 2 (1) 秋田県 山形県 福島県 茨城県 2 (2) 2 1 (1) 2 (2) 2 (2) 2 (1) 栃木県 第馬県 1 1 1 1 3 3 3 項表 東京都 下東京都 「						' (')	' (')	. (1)	1 (1)	. (1)
宮城県 秋田県 山形県 2 (2) 2 (1) 2 (2) 2 (2) 2 (1) 福島県 2 (2) 2 1 (1) 2 (2) 2 (2) 2 (1) 茨城県 1 1 1 1 3 3 3 埼玉県 1 1 1 1 3 3 3 埼玉県 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 中京都 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 福井県 1 (1) 1 (1) 5 (5) 5 (5) 2 (2) 5 (5) 5 (5) 山梨県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 (1) 長野県 2 (2) 2 (2) 5 (3) 5 (5) 5 (5) 5 (5) 山梨県 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 大阪府市 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 大阪府市 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 大阪府市 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 長路県県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	岩手県									
秋田県										
山形県 福島県 次城県 2 (2) 2 (1) 2 (2) 2 (2) 2 (1) 次城県 7 (1) 2 (2) 2 (2) 2 (1) 2 (2) 2 (2) 2 (1) 3 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (2) 2 (3) 4 (3										
福島県	山形阜									
茨城県 2 (2) 2 1 (1) 2 (2) 2 群馬県 1 1 1 3 3 3 埼玉県 干葉県 東京都 東京都 「石川県 「富山県 石川県 1 (1) 1						2 (2)	2 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (1)
栃木県						_ (_)	- (1)	- (-)	- (-)	_ (·)
群馬県						2 (2)	2	1 (1)	2 (2)	2
埼玉県 一葉県 東京都 1 (1) 1 (群馬里									
千葉県東京都 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 1 (1) 1							'		U	U
東京都 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 石川県 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 5 (5) 5 (5) 2 (2) 5 (5) 5 (5) 福井県 1 (1)										
神奈川県 新潟県						1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
新潟県 富山県 石川県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						. (.)	. (.)	. (.,	. (.)	. (.,
富山県 1										
石川県 福井県 1 (1) 1 (1) 1 (1) 5 (5) 5 (5) 2 (2) 5 (5) 5 (5) 山梨県 世校皇県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京良県 新府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 電島県 電子 田田県 電台 田田県 医島県 田田県 西山県 西山県 西山県 西山県 西山県 西山県 西山県 西山県 西山県 西山										
福井県 1 (1) 1 (1) 5 (5) 5 (5) 2 (2) 5 (5) 5 (5) 4 (5) 5						1	1	1	1	1
世		1 (1)	1 (1)							
長野県	山梨県	. (.,	. (.)			0 (0)	0 (0)	- (-)	0 (0)	0 (0)
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県										
静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 大阪府 方龍県 兵庫県 京郎県 島取県 日本 島根県 日本 岡山県 日本 広島県 日本 山口県 日本 徳島県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
愛知県 三重県 滋賀県 京都府 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 百川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県										
三重県 滋賀県 京都府 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 高川県 夏媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県										
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
京都府 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 大阪府	滋賀県									
大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
兵庫県 奈良県 和歌山県								\ /		\ /
奈良県 和歌山県 鳥根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
和歌山県 鳥取県 鳥根県 一口県 広島県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
広島県 山口県 徳島県 1 1 1 1 1 1 香川県 2 4 4 夏媛県 4 4 2 4 4 高知県 4 4 2 4 4 福岡県 4 4 5 4 5 4 6 佐賀県 5 6 6 9 6 6 9 6 9 6 9 6 9 6 9 6 9 6 9 6										
山口県 徳島県 1 1 1 1 1 1 香川県 2 4 4 愛媛県 4 4 2 4 4 高知県 4 4 2 4 4 福岡県 4 4 5 4 5 4 4 佐賀県 5 6 6 9 6 9 6 9 6 9 6 9 6 9 6 9 6 9 6 9										
徳島県 1 1 1 1 香川県 2 4 4 2 4 4 高知県 4 4 2 4 4 福岡県 6 7 6 6 7 6 7 6 7 6 7										
香川県 愛媛県 4 4 2 4 4 高知県 4 4 2 4 4 福岡県 4 6 4 4 2 4 4 佐賀県 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6						1	1	1	1	1
愛媛県 4 4 2 4 4 高知県 (本岡県) (本賀県) (本賀県) (本賀県) (本代)										
高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県						4	4	2	4	4
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県										
佐賀県 長崎県 熊本県										
長崎県熊本県										
熊本県										
	大分県									
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県 2 2 2 2 2						2	2	2	2	2

注1)法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ()内に再掲した。

表 - 8 (3b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別 - 政令市別)

		IST I		焼却炉				۵≐۱	
	50kg/h 100kg/	以上~ /h未満	50kg/ (0.5m	h未満 f以上)	小	計		合計	
	21年度末	20年度末	21年度末	20年度末	21年度末		21年		20年度末
札幌市	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
仙台市									
さいたま市									
千葉市					1	1	1	1	1
横浜市 川崎市					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市 大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市	-								
広島市									
北九州市 福岡市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市 郡山市									
いわき市					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
宇都宮市					. (.)	. (.,	. (.)	. (.)	. (.,
前橋市									
川越市									
船橋市 柏市									
横須賀市									
相模原市									
富山市									
金沢市									
長野市 岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
高槻市 東大阪市									
<u> </u>									
尼崎市									
西宮市									
奈良市 和歌山市									
<u>和歌叫巾</u> 倉敷市					1	1	1	1	1
福山市								<u> </u>	
下関市	-								
高松市									
松山市 高知市									
久留米市									
長崎市									
熊本市									
大分市									
宮崎市 鹿児島市									
合計	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	25 (14)	25 (11)	19 (10)	27 (14)	27 (11

注1)法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ()内に再掲した。

表 - 9 (a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	1									1	()	他议性	大只刀」 - 1	11) 坦州	示別 /
				、洗浄施設 汚水又は!			及び灰の! D	貯留施設-	であって	る工場又	対象施設 は事業場 の処理施	を設置すから排出		合 計	
		え洗浄施 式集じんカ		灰	の貯留施	設		小計		21007	. 0	, 11.2			
	21年 事業場数	度末 施設数	20年度末 施設数		度末 施設数	20年度末 施設数	21年 事業場数	度末 施設数	20年度末 施設数	21年 事業場数	度末 施設数	20年度末 施設数	21年 事業場数		20年度末 施設数
北海道	5.W.W.XX	ne na xx		5 A. WXX	NO HAXA		5.X.8X	NCHA XX		7.W.W	NO HAXA		5 A 10 XX	NO HAXA	
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県										1	1	1	1	1	1
山形県	. (2)						- (-)						- (-)		
福島県	2 (2)	4 (4)	4 (1)				2 (2)	4 (4)	4 (1)				2 (2)	4 (4)	4 (1)
茨城県 栃木県	1	1	1				1	1	1	1	1	1	2	2	2
世 一 一 一 群馬県	1	2	2	 		-	1	2	2	- '	'	1	1	2	2
埼玉県	†						<u> </u>			1				-	- -
千葉県															
東京都	1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県 岐阜県															\vdash
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県	1		 			 			 	1					-
鳥取県 島根県						-			-	 					
国山県 岡山県	1	 	-	 		-			-	1					\vdash
広島県															
山口県															
徳島県	Ī	Ì	1	l		1			1	Ī					
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県	<u> </u>	<u> </u>	ļ	<u> </u>		ļ			ļ	1					
佐賀県															ļ
長崎県	1	.	-	.		-			-	1					
熊本県 大分県															
	1		-	-		-			-	1					\vdash
鹿児島県	1					 			 	1					
沖縄県															
バドが电示	L		1			1			1	I		1			

注1)法第36条の規定に基づき把握された水質基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 - 9 (b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種類別-政令市別)

												(/ / / / / / / /	里规加	- 政令	叩別)
	廃棄物煩	焼却炉に係		、洗浄施設 汚水又は原				拧留施設 ⁻	であって	る工場又	対象施設は事業場	から排出		合 計	
		ス洗浄施 式集じんが	色設		の貯留施	設		小計		される水	の処理施	設			
	21年 事業場数	度末 施設数	20年度末 施設数	21年 事業場数		20年度末 施設数	21年 事業場数	度末 施設数	20年度末 施設数	21年 事業場数	度末 施設数	20年度末 施設数	21年 事業場数	度末 施設数	20年度末 施設数
札幌市 仙台市															
さいたま市															
千葉市	4 (4)	4 (4)	4 (4)				4 (4)	4 (4)	4 (4)				4 (4)	4 (4)	4 (4)
横浜市 川崎市	1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)
新潟市															
静岡市 浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市 堺市															
神戸市															
岡山市 広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市 旭川市															
青森市															
盛岡市 秋田市															
郡山市															
いわき市	1 (1)	3 (3)	3 (3)				1 (1)	3 (3)	3 (3)				1 (1)	3 (3)	3 (3)
宇都宮市															
川越市															
船橋市 柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市 金沢市															
長野市															
岐阜市 豊橋市															
三 日 崎市															
豊田市															
大津市 高槻市															
東大阪市															
姫路市 尼崎市															
下崎市 西宮市															
奈良市															
和歌山市 倉敷市															
福山市															
下関市 高松市															
松山市															
高知市															
久留米市 長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市 鹿児島市															
合計	9 (5)	15 (9)	15 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (5)	15 (9)	15 (6)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	11 (5)	17 (9)	17 (6)

注1)法第36条の規定に基づき把握された水質基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 - 10(1a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 都道府県別)

	1 1-1-1-1	- H-1154		1							、他設			relt - 1	므까가	נת:
		拡の製造			製鋼用	電気炉			사는 사는 사수			沿回収施	設		`☆ ^ ~	
	に供	する焼	해까				rar.		焙焼炉			焼結炉		-	溶鉱炉	
	21年度	附則別	DI =	21年度	附則別		第一	21年度	附則別	DI =	21年度	附則別	DI =	21年度	附則別	DI =
	末施設	表第二	別表 第一	末施設	表第二	法施行 前設置	法施行 後設置	末施設	表第二	別表 第一	末施設	表第二	別表 第一	末施設	表第二	別表 第一
	数	注1)	ਨਾ	数	注1)	注2)	1 久 	数	注1)	ਨਾ	数	注1)	ᅍ	数	注1)	까
	(a + c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a + c)	(a)	(c)	(a + c)	(a)	(c)
北海道	(a · c)	(a) 1	(0)	3	3	(0)	(0)	(a · c)	(a)	(0)	(a · c)	(a)	(0)	(a · c)	(a)	(0)
青森県	'	'		1	1						1		1	1		1
岩手県				'							· '		- '	'		
宮城県				2	2											
秋田県				_												
山形県																
福島県								2	2							
茨城県	2	2		5	5			2	1	1						
栃木県				2	2											
群馬県				1	1								-			
埼玉県				5	4	1										
千葉県	3	3														
東京都				3	3											
神奈川県				1	1											
新潟県				3	3											
富山県				1	1											
石川県																
福井県																
山梨県 長野県																
<u>女野宗</u> 岐阜県																
静岡県																
愛知県	3	3		13	11		2	2	2							-
三重県	3	J		13	- ''											
滋賀県																
京都府																
大阪府				4	3		1									
兵庫県	1	1		1	1											
奈良県																·
和歌山県													-			
鳥取県																
島根県				4	4											
岡山県																
広島県	2	2														
山口県				12	10		2									
徳島県																
香川県								0	0							
愛媛県 高知県								2	2							
福岡県											1			1	1	
佐賀県				1	1									 '		
長崎県				<u> </u>	<u>'</u>						1					
熊本県				1	1			1		1	1					
大分県				<u> </u>	'			'								
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県				1	1											
注1)注体行												· · · · · · · ·				

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

	L+ /.+ /	- #IL										记忆里 第		14 - 1	イムル	ע נימ
		鉱の製造			製鋼用	電気炉			. 		- 生	鉛回収放	5段	ı	>\$\phi \chi \chi \chi \chi \chi \chi \chi \c	
	に伊	する焼	해까	-			44		焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉	
	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 法施行 前設置 注2)	第一 法施行 後設置	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一
	(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)
札幌市				1	1											
仙台市				3	2		1									
さいたま市	_															
千葉市	2	1	1													
横浜市川崎市	1	1		4	4											
新潟市				4	4											
静岡市																
浜松市																
名古屋市				1	1											
京都市																
大阪市				10	9	1										
堺市				5	5											
神戸市											-					
岡山市 広島市																
北九州市	3	3		4	2		2									
福岡市	3	3		1	 						l					
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市				1				1	1		1	1				
宇都宮市前橋市				1		1										
川越市																
船橋市				1		1										
柏市						-										
横須賀市																
相模原市																
富山市				1		1										
金沢市																
長野市 岐阜市				2	2											
豊橋市				1	1											
岡崎市					<u>'</u>											
豊田市											l					
大津市																
高槻市																
東大阪市					-						_					
姫路市 足崎市				5	5			1	1		3	3				
尼崎市 西宮市																
奈良市																
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1		l					
倉敷市	4	4	'	6	6			<u>'</u>	<u>'</u>							
福山市	5		1	Ĭ	Ů											
下関市																
高松市				1	1											
松山市											<u> </u>					
高知市																
久留米市 長崎市																
熊本市																
大分市	2	2									l					
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	32	29	3	112	99	5	8	12	10	2	5	4	1	2	1	1
					-				-			-				

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 都道府県別)

				亜領	沿回収放	记记							合金製油		.,,,,
		溶解炉			乾燥炉			小計			焙焼炉			溶解炉	
	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一												
	(a + c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)									
北海道													18	5	13
青森県							2		2						
岩手県															
宮城県													2	2	
秋田県 山形県													2	2	
福島県							2	2		1	1		25	22	3
茨城県							2	1	1	3	- '	3		27	1
栃木県							_			3	3		59	47	12
群馬県										1	1		7	4	3
埼玉県													44	24	20
千葉県													8	5	3
東京都															
神奈川県													13	_	0
新潟県 富山県													38	5 37	8 1
石川県													1	1	
福井県													17	10	7
山梨県													3	3	
長野県													15	6	9
岐阜県													3	2	1
静岡県										4	3	1	61	47	14
愛知県							2	2		8	5	3	111 31	29	82
三重県 滋賀県										2	2		18	24 11	7
京都府													4	2	2
大阪府													11	11	
兵庫県										1	1		8	8	
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県 広島県													2	2	
山口県													3	1	2
徳島県													3		
香川県										1		1	1	1	
愛媛県				1	1		3	3							
高知県															
福岡県				1	1		2	2					19	11	8
佐賀県													3	2	1
長崎県									-				1	1	4.0
熊本県 大分県							1		1				27 1	9	18 1
<u>大万宗</u> 宮崎県													1	1	
鹿児島県													2	1	1
沖縄県														<u> </u>	- '
	-														

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

					沿回収施	i ≑Ω				(116	ション マルミ		<u>/公</u> 合金製i		755 /
		溶解炉			乾燥炉	Zi又	I	小計		1	焙焼炉		口立表】	<u>三他设</u> 溶解炉	
										<u> </u>			 		
	21年度	附則別 表第二	別表	21年度	附則別 表第二	別表	21年度	附則別 表第二 注1)	別表	21年度	附則別 表第二	別表	21年度	附則別 表第二	別表
	末施設 数	衣弗— 注1)	第一	末施設 数	衣弗— 注1)	第一	末施設 数	农寿 — 注1)	第一	末施設 数	衣弗— 注1)	第一	末施設 数	衣弗— 注1)	第一
				**			~^			*^			*^		
	(a + c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a + c)	(a)	(c)	(a + c)	(a)	(c)
札幌市															
仙台市															
さいたま市 千葉市															
横浜市													3	2	1
川崎市													Ŭ		<u>'</u>
新潟市															
静岡市													20	17	3
浜松市													2	2	
名古屋市													18	16	2
京都市													8	8	
大阪市 堺市													2 6	2 6	
神戸市													6	Ö	
岡山市															
広島市													1	1	
北九州市										1		1	3	2	1
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市													.		
盛岡市 秋田市													1	1	
郡山市													1	1	
いわき市	2	2					4	4					1		1
宇都宮市		_													
前橋市													3	2	1
川越市													1	1	
船橋市													1		1
柏市															
横須賀市															
相模原市 富山市													6		6
金沢市													0		0
長野市															
岐阜市															
豊橋市													5	4	1
岡崎市													2	1	1
豊田市													30	16	14
大津市															
高槻市													 		
東大阪市 姫路市				4	4		8	8		2	2		14	14	
足崎市 尼崎市				4	4		0	ď					14	14	
西宮市													 		
奈良市													1		1
和歌山市							1	1							
倉敷市													8	8	
福山市															
下関市													12	12	
高松市													1	1	
松山市													1	1	
高知市 久留米市													3		3
長崎市													3		<u> </u>
熊本市															
大分市													2	2	
宮崎市													<u> </u>		
鹿児島市													2	2	
合 計	2	2	0	6	6	0	27	23	4	27	18	9	747	487	260
注1)法施行(·	

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(3a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 都道府県別)

大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き			アルミ	ニウム	合金製油	告施設				儿巴口又		焼却炉	HI- 7	브끼기	.,,,
									4t/h	以上	70076175		/h以上·	~ 4t/h未	満
未施設 表第二 別歌 未施設 表第二 大海で 大海で		0.4年度			O4 선도 EF			0.4年度			第一				
数 注 数 注 数 注 数 注 数 注 前級置 後級置 数 注 前級置 後級置 数 注 前級置 数 注 前級置 数 注 前級置 数 注 前级置 数 27 1 1 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5															
(a + c) (a) (c) (a + c) (a) (c) (a + b + c) (a) (b) (c) (a + b + c) (a) (b) (c) 北海道				第一			第一							前設置	後設置
出海道		(2+0)	(2)	(c)	(2 + 6)	(2)	(c)	(athte)	(2)			(athre)	(2)		
古森県	北海道	(a + c)	(a)	(0)		` ,			. ,	(b)			` ,	. ,	` '
当日					10	3	10			1					
宮城県 2 2 6 6 28 28 28 秋田県 2 2 2 7 5 1 1 11 5 1 5 延続展 2 2 2 7 5 1 1 11 5 1 5 変域県 3 1 2 34 28 6 27 14 2 11 6 5 7 2 6 栃木県 2 1 1 64 51 13 10 8 2 23 23 2 8 ボ馬県県 4 2 2 48 5 3 45 30 1 14 76 58 3 1 中奈川県 8 5 3 45 30 1 14 76 42 29 27 1 1 1 神奈川県 13 5 8 8															
世界県 2 2 2 88 25 3 5 3 2 2 30 29 1 1 5 7					2	2									
福島県 2 2 1 28 25 3 5 3 2 30 29 1 5	., ,, ,,,,							3			2				
茨城県 3										1				1	5
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##					_									_	
群馬県 2 1 1 1 10 6 4 4 16 15 1 26 26 1 3 3 4 5 3 5 1 7 8 3 3 1 5 東京都 107 66 13 28 44 27 1 1 16 16 17 6 58 3 1 5 東京都 107 66 13 28 44 27 1 1 16 16 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18										2					
埼玉県														2	8
干葉県								_		1					2
東京都		7												3	
神奈川県					Ĭ	Ĭ									
富山県 38 37 1 6 1 5 15 12 3 石川県 1	神奈川県														1
 石川県 1 1 1 1 1 8 6 6 6 1 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1	新潟県				13	5	8	8	6		2	51	45	2	4
福井県 2 1 1 1 19 11 8 6 6 6 1 14 14 14 14 14 1						_	1	6	1		5				
山梨県															2
長野県 2 1 1 17 7 10 7 4 3 29 29 29 15 4 13 15 4 13 15 4 13 15 4 13 15 4 13 15 4 13 15 4 13 15 4 13 15 4 13 15 16 31 12 11 8 46 23 16 7 25 20 13 49 33 9 7 25 20 13 49 33 9 7 25 20 20 20 20 20 20 20				1			8								
岐阜県				4		-	40			•					/
静岡県 6 5 1 71 55 16 31 12 11 8 46 23 16 7 愛知県 9 4 5 128 38 90 47 25 9 13 49 33 9 7 三重県 2 1 1 35 27 8 17 10 2 5 37 23 6 8 流 滋賀県 3 2 1 21 13 8 5 3 2 21 18 3 京都府 4 2 2 6 2 4 13 9 4 大阪府 4 3 1 15 14 1 39 27 1 11 40 29 2 9 9 1 1 1 4 5 36 33 1 2 2 1 2 1 3 8 5 3 2 1 1 1 1 4 1 3 1 1 1 2 2 5 1 7 1 1 1 2 8 2 1 1 1 1 1 1 2 8 2 1 1 1 1 1			1	- 1						3				1	12
要知県 9 4 5 128 38 90 47 25 9 13 49 33 9 7 三重県 2 1 1 35 27 8 17 10 2 5 37 23 6 8 3		6	5	1						11	Ω			-	
三重県 2 1 1 35 27 8 17 10 2 5 37 23 6 8 滋賀県 3 2 1 21 13 8 5 3 2 21 18 3 京都府 4 3 1 15 14 1 39 27 1 11 40 29 2 9 兵庫県 9 9 19 14 5 36 33 1 2 奈良県 6 5 1 24 17 7 和歌山県 5 3 2 6 1 3 2 島根県 5 3 2 6 1 3 2 島根県 1 1 3 2 1 4 4 1 1 3 1 6 自根県 3 3 3 9 3 1 5 21 19 2 2 山口県 1 1 4 1 3 13 11 2 25 17 1 7 徳島県 2 1 1 7 4 3 8	100 1 0 7 1 7							_							
滋賀県 3 2 1 21 13 8 5 3 2 21 18 3															
京都府 4 3 1 15 14 1 39 27 1 11 40 29 2 9 9 兵庫県 9 9 19 14 5 36 33 1 2	滋賀県	3	2	1	21	13	8	5	3			21	18		3
兵庫県 9 9 9 19 14 5 36 33 1 2 奈良県 6 5 1 24 17 7 7 和歌山県 12 8 2 2 鳥取県 5 3 2 6 1 3 2 島根県 5 3 2 10 3 1 6 岡山県 1 1 1 3 2 1 4 4 1 13 1 5 21 19 2 山口県 1 1 4 1 3 13 11 2 25 17 1 7 徳島県 3 3 3 1 2 1 2 1 1 2 2 2 1 1 1 2 2 2 5 1 7 1 7 7 7 1 7 7 7 1 7 7 7 1 7 7 7 1 7 7 7 1 7 7 7 1 7 7 7 1 7 7 7 1 7 7 7 7 1 7 7 7 7 1 7					-										
奈良県 6 5 1 24 17 7 和歌山県 5 3 2 6 1 3 2 島根県 5 3 2 10 3 1 6 岡山県 1 1 3 2 1 4 4 14 13 1 6 岡山県 1 1 4 1 3 1 5 21 19 2 山口県 1 1 4 1 3 13 11 2 25 17 1 7 徳島県 2 1 1 7 4 3 8 6 20 3 番川県 2 1 1 7 4 3 8 6 20 10 5 5 高知県 3 1 2 22 10 1 4 3 8 6 20 10 5 5 高知県 3 1 2 22 10 15 11 4 31 28 3 3 3 3 4 4 13 11 2 4 4 13 11 2 <td< td=""><td></td><td>4</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9</td></td<>		4	3	1			1			1					9
和歌山県					9	9								1	2
鳥取県 5 3 2 6 1 3 2 島根県 1 1 3 2 1 4 4 14 13 1 6 岡山県 1 1 3 2 1 4 4 14 13 1 1 広島県 3 3 9 3 1 5 21 19 2 山口県 1 1 4 1 3 13 11 2 25 17 1 7 徳島県 2 1 1 7 4 3 8 6 20 3 3 香川県 2 1 1 7 4 3 8 6 20 10 5 5 高知県 3 1 2 22 12 10 15 11 4 31 28 3 佐賀県 3 2 1 4 4 13 11 2 長崎県 1 1 8 2 3 3 14 10 4 大分県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1<								6	5		1			2	7
島根県 1 1 3 2 10 3 1 6 岡山県 1 1 3 2 1 4 4 14 13 1 広島県 3 3 9 3 1 5 21 19 2 山口県 1 1 4 1 3 13 11 2 25 17 1 7 徳島県 2 1 1 7 4 3 8 6 20 3 番川県 2 1 1 7 4 3 8 6 20 10 5 5 高知県 6 6 6 20 10 5 5 高知県 3 1 2 22 12 10 15 11 4 31 28 3 佐賀県 3 2 1 4 4 13 11 2 長崎県 1 1 8 2 3 3 14 10 4 大分県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								F	2	2					2
岡山県 1 1 3 2 1 4 4 14 13 1 広島県 3 3 9 3 1 5 21 19 2 山口県 1 1 4 1 3 13 11 2 25 17 1 7 徳島県 2 1 1 7 4 3 8 6 20 3 3 香川県 2 1 1 7 4 3 8 6 20 10 5 5 高知県 6 6 6 20 10 5 5 高知県 1 1 1 1 4 31 28 3 佐賀県 3 2 1 4 4 13 11 2 長崎県 1 1 8 2 3 3 14 10 4 大分県 1											2				6
広島県 3 3 9 3 1 5 21 19 山口県 1 4 1 3 13 11 徳島県 2 1 1 23 20 香川県 2 1 1 7 4 3 8 6 愛媛県 6 6 6 20 10 5 5 高知県 1 2 22 12 10 15 11 4 31 28 3 福岡県 3 1 2 22 12 10 15 11 4 31 28 3 佐賀県 3 2 1 4 4 3 11 2 2 3 20 長崎県 1 1 8 2 3 3 14 10 4 13 11 2 2 3 20 熊本県 1 1 2 2 2 12 10 15 11 4 31 28 3 熊本県 1 1 1 8 2 2 2 2 2 2 2 5 14 7 4 5 4 7 4 5 5 11 3 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		1		1	.3	2	1							'	
山口県 1 1 4 1 3 13 11 2 25 17 1 7 徳島県 2 1 1 7 4 3 8 6 20 3 8 6 2 2 2 10 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6 20 10 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 4 4 31 28 3 3 2 4 4 31 28 3 3 3 2 1 4 4 13 11 2 2 2 2 2 1 1 1 2 2 2 2 1				·			·			1	5				
徳島県		1		1			3	13	11			25	17	1	
愛媛県 6 6 高知県 14 8 2 4 福岡県 3 1 2 22 12 10 15 11 4 31 28 3 2 1 4 4 31 11 2 佐賀県 1 1 8 2 3 3 14 10 4 15 11 5 11 5 11 4 13 11 2 4 13 11 2 長崎県 1 1 28 10 18 2 2 2 25 14 7 4 5 1 5 1	徳島県							2				23			3
高知県 14 8 2 4 福岡県 3 1 2 22 12 10 15 11 4 31 28 3 佐賀県 3 2 1 4 4 13 11 2 長崎県 1 1 8 2 3 3 14 10 4 熊本県 1 1 28 10 18 2 2 25 14 7 4 大分県 1 1 1 1 1 1 13 11 2 宮崎県 1 1 9 5 1 3 8 8 鹿児島県 2 1 1 2 4 16 2 6					2	1	1				3				2
福岡県 3 1 2 22 12 10 15 11 4 31 28 3 佐賀県 3 2 1 4 4 13 11 2 長崎県 1 1 8 2 3 3 14 10 4 熊本県 1 1 28 10 18 2 2 25 14 7 4 大分県 1 1 1 1 1 1 13 11 2 宮崎県 1 1 9 5 1 3 8 8 鹿児島県 2 1 1 1 2 6								6	6						
佐賀県 3 2 1 4 4 13 11 2 長崎県 1 1 8 2 3 3 14 10 4 熊本県 1 1 28 10 18 2 2 25 14 7 4 大分県 1 1 1 1 1 13 11 2 宮崎県 1 1 9 5 1 3 8 8 鹿児島県 2 1 1 2 6						40	4.0	4-	4.					2	4
長崎県 1 1 8 2 3 3 14 10 4 熊本県 1 1 28 10 18 2 2 25 14 7 4 大分県 1 1 1 1 1 1 13 11 2 宮崎県 1 1 9 5 1 3 8 8 鹿児島県 2 1 1 2 6 2 6		3	1	2					11						3
熊本県 1 1 28 10 18 2 2 25 14 7 4 大分県 1 1 1 1 1 13 11 2 宮崎県 1 1 9 5 1 3 8 8 鹿児島県 2 1 1 2 6 6							1		2	2					
大分県 1 1 1 1 1 13 11 2 宮崎県 1 1 9 5 1 3 8 8 鹿児島県 2 1 1 2 6 2 6		1	1			_	18			3	3			7	
宮崎県 1 1 9 5 1 3 8 8 鹿児島県 2 1 1 2 6 2 6			-			10								,	
鹿児島県 2 1 1 2 24 16 2 6	宮崎県					1	•			1	3				
沖縄県 8 2 6 22 17 5							1							2	6
								8	2		6	22	17		5

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

		7115	· 1	- 会争は	生₹七年八		1		(11년	这性 第		14 - 1	₩ ~ 11.	,113)
		乾燥炉	ニリム	合金製油				4+/h	N F	角果初	焼却炉	/h以上 ·	. 1+/h=	: ''
				-	小計			4t/h	以上 別表	- 第一	∠≀		7 4 t / n 未 別表	
	21年度	附則別	別表	21年度	附則別	別表	21年度	附則別			21年度	附則別		
	未施設	表第二	第一	末施設	表第二	第一	末施設	表第二	法施行 前設置	法施行 後設置	末施設	表第二	法施行 前設置	法施行 後設置
	数	ÆΙ)	21-	数	圧1)	21-	数	Æ!)	注2)	注3)	数	721)	注2)	注3)
	(a + c)	(a)	(c)	(a + c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
札幌市	(= -/	()	(-)	(= -)	()	(-)	11	6	3	2	8	5	1	2
仙台市							10	6		4	5	3		2
さいたま市							11	11			3	2	1	
千葉市							13	7	2	4	3	3		
横浜市	1	1		4	3	1	27	18	4	5	4	3	1	
川崎市							24	15		9	6	3	3	
新潟市							12	8		4	10	5	2	3
静岡市				20	17	3	10		8	2	4		4	
浜松市				2	2		8	4		4	11	10		1
名古屋市				18	16	2	17	12	2	3	1	1		
京都市	1	1		9	9		21	12	3	6	1	1		4
大阪市	1	1		7	2 7		28	18	3	7	7	5	1	1
押市 神戸市	1	1		/	/		13 17	9 15		4 2		2		3
岡山市							8	4	3	1	3 1	1		1
広島市	1	1		2	2		7	4	3	3	4	2		2
北九州市	<u> </u>	<u>'</u>		4	2	2	19	13		6	4	4		
福岡市				7			9	6		3	4	3		1
函館市							3	1		2		J		
旭川市							2	2			2	1		1
青森市							6	4	2		6	4	2	
盛岡市							3	3			3	3		
秋田市				1	1		4	1		3	3	1		2
郡山市							4	4			2	1		1
いわき市				1		1	15	9	3	3	4	1	2	1
宇都宮市							7	2	5	-	4	4		
前橋市				3	2	1	3			3	4	2		2
川越市				1	1	4	4	2	0	2	3	2	1	
船橋市 柏市				1		1	8 5		8	2	3		3	
横須賀市							5	4	3	1	3	3	<u> </u>	
相模原市							7	4		3	1	1		
富山市	2		2	8		8	2		1	1				
金沢市	_			J		J	7	5		2	4	1		3
長野市							3	3			1			1
岐阜市							5	5			6	5	1	
豊橋市				5	4	1	3	1	2		3	2		1
岡崎市				2	1	1	7	5		2				
豊田市	5	2	3	35	18	17	5		1	4	2	1		1
大津市											7	5	1	1
高槻市							5	5			2	1	1	
東大阪市				4.0	4.0		8	1	5	2	3		1	2
<u> </u>	<u> </u>			16	16		13	6		7	11	7		4
尼崎市							7	4		3	3 1	1		2
西宮市				1		1	5 4	5 4			1	1		
奈良市 和歌山市				1		1	6	6			3	2		1
倉敷市				8	8		11	8		3	12	9		3
福山市				0	0		4	0		4	6	6		3
下関市				12	12		2	1		1	1	1		
高松市				1	1		5	2		3	i i			
松山市				1	1		5	5			3	2	1	
高知市							3			3	1	1		
久留米市				3		3	3	3						
長崎市							4	4						
熊本市							4	4			1	1		
大分市				2	2		9	5	1	3	2	1		1
宮崎市					_		3			3	3	3		
鹿児島市				2	2	225	4	2	44.	2	2	1000	2	2=2
合計	59	33	26	833	538	295	1106	680	114	312	1453	1080	121	252

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 都道府県別)

											、心弦	1生大只人	אן ניו	(cl目 - <u>1</u>	모까가	ן נינו:
								廃棄物	焼却炉							
	200k	㎏/h以上	_ ~ 2t/h	未満	100kg	/h以上 ⁻	~ 200kg	/h未満	50kg/	/h以上 ~	100kg/	h未満	50kg	g/h未満	(0.5mt)	人上)
		7/4 0 (1 0 (1	別表	第一		7/4 0 (1 0 (1	別表	第一		7/40/10/1	別表	第一		7/4 8 (1 8 (1	別表	第一
	21年度	附則別	法施行	法施行	21年度	附則別	法施行	法施行	21年度	附則別	法施行	法施行	21年度	附則別	法施行	法施行
	未施設	表第二	前設置	後設置	末施設	表第二	前設置	後設置	末施設	表第二	前設置	後設置	末施設	表第二	前設置	後設置
	数	/± 1)	注2)	注3)	数	1 1	注2)	注3)	数	注1)	注2)	注3)	数	(土 1)	注2)	注3)
	, , ,				, , ,		(1.)		, , ,			()	, , ,			
	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
北海道	116	84	2	30	78	30		48	20	14		6	11	3		8
青森県	32	21	6	5	54	17	6	31	9	5		4	8	3	3	2
岩手県	30	15	6	9	74	18	17	39	12	5	2	5	1		1	
宮城県	31	31			55	55			10	10			6	6		
秋田県	52	39	3	10	22	12		10	1			1	3	3		
山形県	28	16	3		65	22	1		6	4		2	9	6		3
福島県	56	41	4		17	13		4	14	9		5	10	9		1
							2	-			4					
茨城県	86	65	11	10	220	90			33	18	1	14	12	8		2
栃木県	47	39	3		85	48		37	24	11		13	12	12		_
群馬県	49	37	3		38	19		19	24	6		18	5			5
埼玉県	93	83	2		33	23	2	8	88	25	3	60	16			9
千葉県	78	54	4	20	146	51		95	32	18		14	16	7		9
東京都	49	38	7	4	56	35		21	57	30		27	27	17		10
神奈川県	34	24	6	4	38	24		14	18	11		7	4	3		1
新潟県	65	44	10	11	69	27		42	29	19		10	19	16		3
富山県	20	14		6	38	24		14	9	8		1	2	1		1
石川県	25	21		4	45	24	1	20	6	5		1	1	1		•
福井県	32	22	4		51	27		24	12	12			6	4		2
1007111	25	19	1	5	30	13		17	9	7		2	6	5		1
山梨県							4		14							1
長野県	76	51	14	11	59	29	4			8		6	5	4		1
岐阜県	73	51	13	9	89	83	3		51	45		6	11	9	2	
静岡県	90	59	20	11	112	73		39	40	27		13	25	11		14
愛知県	98	60	22	16	61	43		18	27	16		11	10	7		3
三重県	61	33	21	7	89	56		33	25	18		7	10	6		3
滋賀県	39	28	1	10	43	31		12	14	12		2	11	10		1
京都府	29	23	3	3	38	17		21	6	5		1				
大阪府	46	35	4	7	23	12		11	8	8			9	4		5
兵庫県	72	58	6	8	113	80		33	33	21		12	9	8		1
奈良県	41	36		5	108	44		64	14	7		7	3			1
和歌山県	34	25	2	7	40	18		22	9	8		1	5			2
鳥取県	37	27	6		41	19	4		7	6		1	1	1		
島根県	31	18	9	4	29	14	2	13	3	1		2	9	_		3
						25			4							3
岡山県	46	39	4		58			33		4		_	6	6		_
広島県	58	40	5		60	37	1	22	13	8		5	15	10		5
山口県	53	43	5		52	37		15	22	21		1	9	6		3
徳島県	52	37	6		83	44		39	9	8		1	4	4		
香川県	30	26		4	67	27		40	16	12		4	7	7		
愛媛県	53	42	8	3	79	31	6		29	17		12	16	7		9
高知県	31	23	4	4	63	36		27	15	11		4	4	3		1
福岡県	58	46	5	7	95	72		23	40	40			15	14		1
佐賀県	50	39	3	8	43	25		18	9	5		4	5	2		3
長崎県	58	37	7	14	35	17		18	3	2		1	4	2		2
熊本県	45	35	4		40	6	6		8	5	1	2	9	7		2
大分県	20	19	4	1	19	9	0	10	8	7	- 1	1	3	3		
宮崎県	20	18	1	3	35	9		26	3	2		1	3	3		
												1				
鹿児島県	46	33	1	12	75	33		42	13	9		4	7	6		1
沖縄県	33	9	4	20	29	5		24	11	1		10	6	2		4

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

									L+ 4n L4		(心	マ イエナ	頭別・	冮 - 1	スムル	ע נימי
	200k	a/hl:\ F	~ 2t/h	未満	100ka	/h以上 ⁻	~ 200ka		焼却炉 50kg	/h以上 ~	100ka/	h未満	50ka	ı/h未満	(0.5㎡l)	/ F.)
			_~2t/II. 別表				》 別表				別表				(U.SIII) 別表	
	21年度 末施設	附則別 表第二	法施行	法施行	21年度 末施設	附則別 表第二	法施行	法施行	21年度 末施設	附則別 表第二	法施行	法施行	21年度 末施設	附則別 表第二	法施行	法施行
	数数	注1)	前設置	後設置 注3)	数	注1)	前設置	後設置 注3)	数	注1)	前設置	後設置 注3)	数	注1)	前設置	後設置
	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
札幌市	1	(u)	1	(0)	4	1	(6)	3		(u) 2	(5)	1	2	2	. ,	(0)
仙台市	3	1		2	8	6		2	1			1	1	1		
さいたま市	5	5			2	2			11	2		9	3	2		1
千葉市 横浜市	7	5 8		2	17 12	9		8	9 30	6 27		3	3 5	5		3
川崎市	17	10		7	12	12			4	21		4	4	3		1
新潟市	18	13	1	4	21	10		11	9	8		1	2	2		
静岡市	10		10		28	17	4	7	13		6	2	4	4		
浜松市	21	19		2	18	13	_	5		4			1	1	_	
名古屋市 京都市	9	1 6	2	2	18 15	6 13	7	5 2		2 14	4	3	7 2	1 2	2	4
大阪市	9	8		1	4	2		2	7	6		1				
堺市	5	4		1	14	6		8		5		1	2	2		
神戸市	3	3			13	9		4	3			1	1	1		
岡山市	32	26	3		15	9		6		3			2			2
広島市 北九州市	33 18	23 11	2	8 7	12 11	10 8		3	1	1			3	1		1 2
福岡市	5	5		1	5	2		3					3	1		
函館市	3	3			3	1		2								
旭川市	1			1	4	2		2					3			3
青森市	3	2		1	13	2		11	3			3	4	1		3
盛岡市 秋田市	5 6	5 6			8	7 2		1	2	2			7	1		6
郡山市	1	1			7	5		2	4	2		2	- 1	- 1		
いわき市	6	4	1	1	3	3			2	_		2				
宇都宮市	5	2	1	2	5			5		2			1			1
前橋市	5	5			18	7		11	4	2		2	2	1		1
川越市 船橋市	1	1		1	3 5	1		2	3	1 2		1				
柏市	2		2		6	1	2	3		2						
横須賀市	1	1	_		2		_	2	1			1	5			5
相模原市	11	11			3	3			2	1		1				
富山市 金沢市	10	0	8		16 9		5	11	8 7	_	3	5	2	1	1	1
長野市	6 12	3 11	ı	1	7	6		4	1	5 1			<u>'</u>	<u>'</u>		
岐阜市	5	5			6	4		2	4	4			1	1		
豊橋市	4	2	1	1	4	2		2	1	1						
岡崎市	7	5	1	1	10	9		1	6	5		1				
豊田市大津市	3	3			4	3		1		1		2	-			
高槻市	2	2		1	5 5	2		3 2		 		1	 			
東大阪市	2		2		2		2		2		1	1				
姫路市	6	4		2	13	11		2	6			1	1	1		
尼崎市	5	5			2	2			3	3						
西宮市 奈良市	1 4	1 4			12	8		4	6	5		1	1 2	1		1
和歌山市	12	11		1	14	13		1	5	3		2	7	6		1
倉敷市	19	17	1	1	5	5			2	1		1	3			3
福山市	14	14			33	23		10	4	4						
下関市	8	6		2	6	4		2		<u> </u>			1	1		
高松市 松山市	8 10	7 6		1 4	9	5 9		5		1		1				
高知市	3	3		4	18	9	6	12	2	'	1	1				
久留米市	4	3	1		7	4		3	6	6	'					
長崎市	3	2		1	8	5		3	4	4						
熊本市	5	5	_	_	9	6		3		2			1	1		
大分市 宮崎市	16 2	9	2	5 1	7 8	2		5 4		2		1	4	2	1	1
呂崎巾 鹿児島市	13	7		6	11	5		6		2		1	1			1
合計	2777	2024	293		3437	1814					22	373		308	13	163

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(5a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 都道府県別)

	1	廃棄物	性却怕		1			
			<u>派邓》</u> 計			合	計	
	04年度	附則別	別表	第一	04年度	附則別	別表	第一
	21年度	表第二	法施行	法施行	21年度 末施設	表第二	法施行	法施行
	数数	注1)	前設置	後設置	数	注1)	前設置	後設置
	*^		注2)	注3)	~^		注2)	注3)
	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
北海道	270	159	4	107	292	168	4	120
青森県	137	60	23	54	140	61	23	56
岩手県	142	53	31	58	142	53	31	58
宮城県	136	136			140	140		
秋田県	94	66	3	25	94	66	3	25
山形県	126	58	6	62	128	60	6	62
福島県	132	104	4	24	162	131	4	27
茨城県	443	252	20	171	486	288	20	178
栃木県 群馬県	211	141 103	5 3	65 52	277	194	5 3	78 56
<u>群馬宗</u> 埼玉県	158 354	240	11	103	169 407	110 270	12	56 125
一 均玉宗 千葉県	393	240	8	167	407	226	8	170
東京都	340	213	21	106	343	216	21	106
神奈川県	152	114	7	31	153	115	7	31
新潟県	241	157	12	72	257	165	12	80
富山県	90	60	12	30	129	98	12	31
石川県	89	61	1	27	90	62	1	27
福井県	121	85	4	32	140	96	4	40
山梨県	95	62	1	32	99	66	1	32
長野県	190	125	21	44	207	132	21	54
岐阜県	258	205	22	31	261	207	22	32
静岡県	344	205	47	92	415	260	47	108
愛知県	292	184	40	68	438	238	40	160
三重県	239	146	30	63	274	173	30	71
滋賀県	133	102	1	30	154	115	1	38
京都府	92	56	7	29	96	58	7	31
大阪府	165	115	7	43	184	132	7	45
兵庫県	282	214	7	61	293	225	7	61
奈良県	196	111		85	196	111		85
和歌山県	100	62	4	34	100	62	4	34
鳥取県	97	57	15	25	97	57	15	25
島根県	87	45	12	30	91	49	12	30
岡山県	132	91	4	37	135	93	4	38
広島県	176	117	7	52	181	122	7	52
山口県	174	135	6	33	190	146	6	38
徳島県	173	114	6	53	173	114	6	53
香川県	135	82	40	53	137	83	40	54
愛媛県	203	113	19	71	206	116	19	71
高知県	127	81	6	40	127	81	6	40
福岡県	254	211	5 3	38	278	225	5	48
佐賀県	124	82		39	128	85	3	40
長崎県	122	70	10	42 42	123	71	10	42
熊本県 大分県	129 64	69 50	18	14	159 65	80 50	18	61 15
<u> </u>	77	42	2	33	78	43	2	33
<u> </u>	165	97	3	აა 65	167	98	3	 66
- 庇元 - 宗 - 沖縄県	109	36	4	69	110	37	4	69
/T網示	109	30	4	09	110	31	4	. 09

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(5b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

		廃棄物				合	 計	
		小	別表	笋—			別表	第一
	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	法施行 前設置	法施行 後設置 注3)	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	法施行前設置	法施行 後設置 ^{注3)}
	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
札幌市	29	16	5	8	30	17	5	8
仙台市	28	17		11	31	19		12
さいたま市	35	24	1	10	35	24	1	10
千葉市 # ※ * *	52	30	2	20	54	31	2	21
横浜市	87	73	5	9	91	76	5	10
川崎市 新潟市	56	32	3	21	61	37	3	21
静岡市	72 69	46 26	32	23 11	72 89	46 43	32	23 14
浜松市	63	51	32	12	65	53	32	12
名古屋市	55	23	15	17	74	40	15	19
京都市	62	48	5	9	71	57	5	9
大阪市	55	39	4	12	67	50	5	12
堺市	43	26		17	55	38		17
神戸市	40	32		8	40	32		8
岡山市	61	43	6	12	61	43	6	12
広島市	59	41	2	16	61	43	2	16
北九州市	55	37		18	66	44		22
福岡市	23	16		7	23	16		7
函館市	9	5		4	9	5		4
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	35	13	4	18	35	13	4	18
盛岡市	28	21		7	28	21		7
秋田市	17	11		6	18	12		6 5
郡山市	18	13	6	5	18	13	6	
<u>いわき市</u> 宇都宮市	30 24	17 10	6 6	7 8	35 25	21 10	<u>6</u> 7	<u>8</u>
前橋市	36	17	U	19	39	19	,	20
川越市	14	7	1	6	15	8	1	6
船橋市	19	5	10	4	21	5	11	5
柏市	18	3	10	5	18	3	10	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
相模原市	24	20		4	24	20		4
富山市	38		18	20	47		19	28
金沢市	34	21	1	12	34	21	1	12
長野市	24	18		6	24	18		6
岐阜市	27	24	1	2	29	26	1	2
豊橋市	15	8	3	4	21	13	3	5
回崎市 豊田市	30	24	1	5	32	25	1	6
大津市	17 16	8 9	1	8 6	52 16	26 9	1	25 6
<u> </u>	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	17	10	11	5	17	10	11	5
<u> </u>	50	34	- 11	16	79	63	1.1	16
尼崎市	20	15		5	20	15		5
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	28	22		6	29	22		7
和歌山市	47	41		6	53	46		7
倉敷市	52	40	1	11	70	58	1	11
福山市	61	47		14	66	51		15
下関市	18	13		5	30	25		5
高松市	24	15		9	26	17	,	9
松山市	33	23	1	9	34	24	1	9
高知市の発表	27	4	7	16	27	4 16	7	16
久留米市 長崎市	20 19	16 15	1	3 4	23 19	16 15	1	6
熊本市	22	19		3	22	19		3
大分市	40	21	4	15	44	25	4	15
宮崎市	17	8		9	17	8	-7	9
鹿児島市	34	16	2	16	36	18	2	16
合計	10360	6614	645	3101	11364	7303	650	3411
注1)注始纪(丁重が一		z ± のた	

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(6a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

						HA 127	亜領	铅回収放	設	- · · · · · · ·				_//3//	
		焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉	
	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一
	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県茨城県															
次城宗 栃木県															
群馬県	1		1							1		1			
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															ļ
石川県															—
福井県															
山梨県 長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															ļ
奈良県															
和歌山県															
鳥取県 島根県															
国山県 岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県 宮崎県															
<u> </u>															
沖縄県															
/17/电元															

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(6b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

						ואוטוגיו		3 · 奶油 铅回収放		·/ · · · ·	1243 153 . 7	-, 1,52			
		焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉	242		溶解炉			乾燥炉	
	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一
	(a + c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a + c)	(a)	(c)	(a + c)	(a)	(c)
札幌市 仙台市															
さいたま市															
千葉市 横浜市															
川崎市															
新潟市 静岡市															
浜松市 名古屋市															
京都市															
大阪市 堺市															
神戸市岡山市															
広島市															
北九州市 福岡市															
函館市 旭川市															
青森市															
盛岡市 秋田市															
郡山市															
いわき市 宇都宮市															
前橋市 川越市															
船橋市柏市															
横須賀市															
相模原市 富山市															
金沢市長野市															
岐阜市															
豊橋市岡崎市															
豊田市 大津市															
高槻市															
東大阪市 姫路市															
尼崎市 西宮市															
奈良市															
和歌山市 倉敷市															
福山市下関市															
高松市															
松山市高知市															
久留米市 長崎市															
熊本市															
大分市 宮崎市															
鹿児島市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
合 計			1				り スキのた	•	で あって					U	U

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	田 田 田	鉛回収施	F≣Φ		<u> </u>	140 127				<u>(1) 次,</u>)焼却炉				_//3 //	
	وعلا	小計	542		4t/h	以上		2t	/h以上,	~ 4t/h未	満	200k	g/h以上	~ 2t/h	未満
							第一				第一				第一
	21年度	附則別	別表	21年度	附則別	法施行	法施行	21年度	附則別	法施行	法施行	21年度	附則別	法施行	法施行
	未施設	表第二	第一	未施設	表第二	前設置	後設置	未施設	表第二	前設置	後設置	末施設 数	表第二	前設置	後設置
	数	12.7		数	12.7	注2)	注3)	数	12.7	注2)	注3)	銰	, ,	注2)	注3)
	(a + c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
北海道	()	(-)	(-)	(1)	(/	(-)	(-)	(3. 3. 3)	(/	(-)	(-)	(3)	(-/	(-)	(-)
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県												2	2		
茨城県															
栃木県				2	2										
群馬県	2		2												
埼玉県															
千葉県															
東京都												1			1
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県												2	2		
山梨県 長野県															
<u>長野宗</u> 岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府												1	1		
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															\vdash
岡山県															
広島県										-					\vdash
山口県 徳島県										-		1	1		\vdash
香川県												'	1		
愛媛県				3	3					-		1			1
高知県												<u>'</u>			
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県												2	2		

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(7b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	т.	VI — 112 +4	- - n			儿巴口又1	王大只儿!] • 弧			大川小八	4 4 NE	I XIII	メベニ	י נינוי
	- 単領	鉛回収放 小豆	也設		A ± /1-	IVI F		0.		焼却炉	· >#	0001	(a /b l\l L	- 01/1	土洪
		小計			4t/h		44	2t		~ 4t/h未	神	2001	tg/n以上	_ ~ 2t/h	木 両
	21年度	附則別	即主	21年度	附則別	別表		21年度	附則別		第一	21年度	附則別	別表	
	末施設	表第二	別表 第一	末施設	表第二	法施行 前設置	法施行 後設置	末施設	表第二	法施行 前設置	法施行 後設置	末施設	表第二	法施行 前設置	法施行 後設置
	数	注1)	No.	数	注1)	注2)	注3)	数	注1)	注2)	注3)	数	注1)	注2)	注3)
	(a + c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
札幌市	(α ο/	(4)	(0)	(4.2.0)	(4)	(2)	(0)	(4.2.0)	(ω /	(2)	(0)	(4.2.0)	(4)	(2)	(0)
仙台市															
さいたま市															
千葉市												1		1	
横浜市												1			1
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市 岡山市				 											
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	1						
宇都宮市															
前橋市															
川越市 船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市 姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市				1	1										
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市				 											
大分市 宮崎市															
B B B B B B B B B B B B B B B B B B B				 											
合計	2	0	2	6	6	0	0	1	1	0	0	12	8	1	3
_ □ ■T		U		D	b	U	U	1	1	U	U	12	ď	1	3

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

						(1,0	/H/ 1±/		焼却炉	1717-772	7 17 171	13.74	1 10 10		브끼기자	1755)
	100ka	/hlll F	~ 200ka	/h未満	50kg/	/h以上 ~	100ka/	<u> </u>	λπ.ΔΙ·Ν 50kc	ɪ/h未満	(0.5ml)	1 F.)		小	<u></u> ≢+	
	Tooky			第一				·第一	JUNG			<u>^工/</u> 第一				第一
	21年度	附則別	法施行	法施行	21年度	附則別	法施行	法施行	21年度	附則別	法施行	法施行	21年度	附則別	法施行	
	末施設 数	表第二 ^{注1)}	前設置	後設置	末施設 数	表第二 注1)	前設置	後設置	末施設 数	表第二 注1)	前設置	後設置	末施設 数	表第二 注1)	前設置	
	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
北海道	1	1											1	1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県 福島県													2	_		
<u> </u>														2		
栃木県													2	2		
群馬県	1	1											1	1		
埼玉県	·													·		
千葉県																
東京都													1			1
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県	1	1											1	1		
福井県	2			2	1			1					5	2		3
山梨県																
長野県																
<u>岐阜県</u> 静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府													1	1		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県 広島県																
																
徳島県													1	1		
香川県													<u>'</u>	'		
愛媛県													4	3		1
高知県														_		
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県					<u> </u>								2	2		

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

							ואוטוני	生状 (7) 密奎物	焼却炉	<u> </u>	114 13	1271017	<u> </u>			
	100kg/	/h以上 -	- 200kg/	/h未満	50kg/	/h以上 ~	· 100kg/		50kc	g/h未満	(0.5m²l	以上)		小	計	
	- I	附則別	別表	第一		附則別	別表	第一	•	附則別		第一	04年度			第一
	21年度 末施設	附則別 表第二	法施行	法施行	21年度 末施設	利則別 表第二	法施行	法施行	21年度 末施設	利則別 表第二	法施行	法施行	21年度 末施設	附則別 表第二	法施行	法施行
	数数	注1)	前設置	後設置	数	注1)	前設置	後設置	数	注1)	前設置	後設置	数数	注1)	前設置	後設置
	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
札幌市	(0.10.10)	()	(*)	(-)	(0)	(+/	(=)	(-)	(0.10.0)	(4)	(-)	(-)	(4.14.4)	(=)	(-)	(-)
仙台市																
さいたま市																<u> </u>
千葉市 横浜市													1		1	1
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市 名古屋市																-
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																<u> </u>
岡山市 広島市													 	 		
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市 青森市																
<u> </u>																
秋田市																
郡山市																
いわき市													1	1		
宇都宮市 前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市 相模原市																<u> </u>
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市 岡崎市																<u> </u>
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																<u> </u>
西宮市																
奈良市																
和歌山市													<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>
倉敷市													1	1		-
福山市 下関市																
高松市													l	l		
松山市																
高知市																<u> </u>
久留米市													-	-		
長崎市 熊本市																
大分市																<u> </u>
宮崎市																
鹿児島市			-													
合 計	5	3			1	0 *h711			<u>0</u> であって	•	_			18	1	6

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

				(他	
		合	計		
	04/5- #	KI4 811 911	別表第一		
	21年度	附則別 表第二	法施行	法施行	
	未施設	衣 第— 注1)	前設置	後設置	
	数	,	注2)	注3)	
	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
北海道	1	1	. ,	. ,	
青森県		-			
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	2	2			
茨城県					
栃木県	2	2			
群馬県	3	1		2	
	3	- '			
埼玉県 千葉県					
	1			4	
東京都	1			1	
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県	1	1			
福井県	5	2		3	
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1	1			
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1			
香川県					
愛媛県	4	3		1	
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	2	2			
	_		_		

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

-	•			(
		合	計	
	21年度 末施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 法施行 前設置 注2)	第一法施行後設置
	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
札幌市				
仙台市 さいたま市				
千葉市	1		1	
横浜市	1			1
川崎市				
新潟市 静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市 堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市 福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市 郡山市				
いわき市	1	1		
宇都宮市				
前橋市				
川越市 船橋市				
柏市				
横須賀市				
相模原市				
富山市 金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市 大津市				
高槻市				
東大阪市				
<u> </u>				
尼崎市 西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市	1	1		
福山市 下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市 熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合 計 注 1) 注	27	18	1	8

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が 適用となっている施設数。

注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の 指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 11 適用除外等の状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成21年4月1日~平成22年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	1	0
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 - 12 その他の届出等の状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成21年4月1日~平成22年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	206	38
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	855	254
瀬戸内海法第8条第1項(第4項)に基づく 許可(届出)件数 ^{注3)}	-	35
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	-	25

- 注1)規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。
- 注2)使用廃止以外の変更届出の件数。
- 注3)規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数。
- 注4)使用廃止以外の変更届出の件数。

表 - 13 適用除外等の状況

(都道府県別)

(政令市別)

大気基準適用施設 水質基準対象施設 法35条第21項 法36条第21項 に基づく適 法35条第21項 に基づく要 知件数 水件数 水件数 水件数 水件数 水件数 水件数 水件数 水件数 水件数 水				(H-~	11321733 /
に基づく通 水件数 に基づく要 は に は に は に は に は に は に は に は に は に は		大気基準	適用施設	水質基準	対象施設
に基づく通 水件数 に基づく要 は に は に は に は に は に は に は に は に は に は		法35条第2項	法36条第2項	法35条第2項	法36条第2項
取件数 求件数 北海道 市森県 青森県					
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 野海玉県 平京部川県 新富山川県 新富山川県 石福井県 山長野県 長岐阜県 静岡知県 三重賀県 京京阪府 大阪庫県 奈阪府 兵良県 和歌取県 島根県 岡山県 広山県 一名計県 一名計画 一名計画 一名計画 一名計画 一名計画 一名計画 一名計画 一名計画					求件数
岩手県 宮城県 秋田県 田福島県 茨城県 福藤県 福藤県 福藤県 福藤県 福藤県 福藤県 福藤県 福藤県 福藤県 福藤					
宮城県 秋田県 山形県 福族城県 栃木県 群馬玉県 千東京都 神奈川県 新山県県 石川井県 山長野県 岐韓岡岡県 愛知重県 静知重県 三遊都称府 大阪庫良県 和歌山県 - 京奈 別・ - 京彦 別・ - 京彦 『・ - 京彦 『					
秋田県 山形島県 茨城県 栃木県県 埼玉県 千東京川県 新富川県 和新富山川県 新富川県 東 神新潟山県県 長岐神岡知県 長岐神岡知県 三五道都阪府 東県 東東県 京都阪市 東東県 京都阪市 東東県 京都阪市 東東県 京都阪市 東東県 高岡山県 高田県県 高田県県 高田県県 高田県県 東東県 高田県県 東東県 高田県県 東東県 東東県 東東県 東東県 東東県 東東県 東東県 東東県 東東県					
 山形県県 一流域域県 一流域域内 一流域域内 一部できまり 一部できまり<					
福島県					
茨城県 群馬県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
栃木県 群馬県 埼玉県 東京 平京 東京川県 東京川県 東京川県 南川県 福井県 山川県 石川県 石川県 石山県 石山県 長野県 岐藤中県県 東京山県 三変都府 大阪庫県 京取県 島根県 阿山県 島根県 阿山県 高田県 石川県 徳田県 石川県 徳田県 石川県 徳田県 石田県 石田田県 石田田県 石田田田田田田田田田田					
群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 新潟県 富石川県 福井県 山県野阜県 岐藤岡知県 三重賀郡府府 大兵庫県 一会・大兵・大兵・大兵・大兵・大兵・大兵・大兵・大兵・大兵・大兵・大兵・大兵・大兵・					
埼玉県 千葉県 東京都 東京都 東京 東京 東京 東京 東京 東京					
千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三ヶ田県 京都府大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取根県 岡田県 広山県 高川県 愛媛知県 高川県 福岡県 長崎県 大今県 宮崎県 鹿児島県 東大今県 宮崎県 鹿児島県					
東京都神奈川県新潟県富山県石川県福井県山梨県長野県県山東の海原の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の					
神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋育府 大阪庫県 奈良県 和歌山県 鳥根県 岡山県 原場・ 島県 山山島県 山山島県 山山島県 山山島県 山田島県 高岡県 を援場 高岡県 を援場 高岡県 佐賀県 長崎本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 一 岐野県 一 大東県 三 三 変都府 大阪府 兵庫県 奈良県 一 和歌川県 島根県 同山島県 山山島県 山山島県県 山山島県県 「山田県 「京田川県 「					
富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡知 重県 滋賀県 京称府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥根県 岡山島県 山山島県県 山山島県県 山山島県県 山山島県県 「石					
石川県 福井県 山梨県 長阜県 静岡知重県 三連県 滋都府 大阪庫県 奈良県 和歌川県 鳥根県 岡山県 広山県 徳川県 夏岡県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛国県 三道賀府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥根県 岡山島県 山山島県 山山島県 山山島県県 山山島県県 山山島県県 山山島県県 山山島県県 高福岡県 佐崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛田県 一大東県 京永良県 和歌山県 鳥根県 岡山県 広山県県 山島県県 山島県県 「石野県県 「石野県県 「石野県県 「石野県県 「大分県 「宮崎県 「東本県 大分県 「宮崎県 東内島県 					
長野県 岐阜県 静岡県 愛工県 滋都府 大原庫県 奈良県 和歌川県 島根県 岡山県 広山県県 徳川県 夏塚県 高福町県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
岐阜県 静岡県 愛知県 京都府 大庫県 奈良県 和歌山県 鳥根県 岡山島県 山島県 山島県 直場県 高川県 夏知県 福賀県 長崎県 熊小県 宮崎県 鹿児島県					
静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京称府 大庫県 奈良県 和歌山県 島根県 岡山県 広島県 山山島県 山山島県 山山島県 山田島県 山田島県 西川県 愛知明県 福岡県 佐崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
愛知県 三重県 滋育府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥根県 岡山県 広島県 山口県 徳川県 夏知県 福賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	岐阜県				
三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥根県 岡山県 広島県 山山県 広島県 山山県 佐島県 も出 ・					
X					
京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 山口県 徳島県 自州県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
兵庫県					
奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
鳥取県 島根県 山県 広島県 山口県 徳島県 1 香川県 夏知県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 香川県 愛媛県 高知県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
岡山県 広島県 山口県 徳島県 1 香川県 愛媛県 高知県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
広島県 山口県 徳島県 1 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
山口県 徳島県 1 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
徳島県					
香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県		1			
高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県					
大分県 宮崎県 鹿児島県					
宮崎県 鹿児島県					
鹿児島県					

	大気基準適用施設		水質基準対象施設		
	法35条第2項 法36条第2項		法35条第2項 法36条第2項		
	に基づく通	に基づく要	に基づく通	に基づく要	
	知件数	求件数	知件数	求件数	
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
新潟市					
静岡市					
浜松市 名古屋市					
<u>有可度的</u> 京都市					
大阪市					
サ市 おおり カー					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市 大分市					
<u>人分中</u> 宮崎市					
<u> </u>					
合計	1	0	0	0	
		<u> </u>	<u> </u>	U	

表 - 14(a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別 - 都道府県別)

	大気基準適用施設 大気基準適用施設 水質基準対象施設					
	大刈墨牛週用肥設					
			法 14条変更その他 18条変更		瀬戸内海法 8条変更その他 9条変更	
	14条変更その他 注1)	10宗安史 注2)	14宗安史での他注1)	注2)	0宗安史での他 注3)	9宗安史 注2)
北海道	3	9	1	3		
青森県	9	26	1	11		
岩手県		6				
宮城県		11		1		
秋田県	1	1				
山形県		14		4		
福島県	2	11				
茨城県	10	47	2	14		
栃木県	1	12				
群馬県	_	14				
埼玉県	5			10		
千葉県 東京都	3			12		
東京都神奈川県	15		2	16		
新潟県	17	18	9			
富山県	17	9	3			
石川県	3	, and the second				
福井県	3	7		2		
山梨県	1	11		4		
長野県				-		
岐阜県	5	12	2	2		
静岡県	18		4	23		
愛知県	14	49		19		
三重県	1	8		1		
滋賀県	1	12		1		
京都府	1	5		1		
大阪府	3		2	5		2
兵庫県	5					
奈良県	2	6				
和歌山県	2	6	4	3		
鳥取県 島根県	3	9	1	0		
一 	5 8			8		
広島県	1	7		1	7	10
山口県	1	5		<u> </u>	1	10
徳島県		21		9	12	8
香川県	9				1	3
愛媛県	1	7			7	
高知県		2				
福岡県	3					
佐賀県	2	3	1	1		
長崎県						
熊本県	3	13		1		
大分県						
宮崎県		1				
鹿児島県	4					
沖縄県		8				

注1)法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2)法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3)瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 - 14(b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別 - 政令市別)

	(法・瀬尸内海法別・ 政令市別 大気基準適用施設 水質基準対象施設					
		去	法 瀬戸内海法			 为海法
	14条変更その他 注1)			18条変更 注2)	8条変更その他 注3)	9条変更
札幌市		4				
仙台市						
さいたま市	1	2				
千葉市		28		16		
横浜市	1			1		
川崎市	3			3		
新潟市		6		6		
静岡市	4	8		2		
浜松市				1		
名古屋市	1		1	34		
京都市		11	_	4		
大阪市	2	12	5	2	3	
堺市		0		0		
神戸市	2	3		2		,
岡山市	2	3 2			2	
広島市 北九州市	7					
福岡市		4	1			1
<u> </u>						
旭川市		2				
青森市						
盛岡市		2				
秋田市		3		3		
郡山市	1			0		
いわき市	2			3		
宇都宮市			-			
前橋市	1	1				
川越市	1	2		3		
船橋市		3				
柏市						
横須賀市	1		1	4		
相模原市	2			3		
富山市		2				
金沢市						
長野市		3		6		
岐阜市	3	1				
豊橋市						
岡崎市		9		6		
豊田市		13		1		
大津市		1				
高槻市						1
東大阪市 姫路市	2	^		2	_	
	3	9		3	2	
		1				
<u>四呂巾</u> 奈良市						1
和歌山市	2	6		1		1
倉敷市	4			'		
福山市	+	2				
下関市		2				
高松市		1				1
松山市		1			1	
高知市		2				
久留米市						
長崎市		4				
熊本市						
大分市	1	9				
宮崎市						
鹿児島市			1	1		
合 計	206	855	38	254	35	2

注1)法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2)法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3)瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。